

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

帝政ロシアの夫婦別産制

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-12-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 一彦, Takahashi, Kazuhiko メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1407

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



帝政ロシアの夫婦別産制

高橋一彦

目次

- 一 問題の所在
- 二 別産制の基礎構造
 - 1 完全別産制
 - 2 「スフィンクスの謎」
 - (1) 一子相続制の波紋
 - (2) 既婚女性と嫁資
 - 3 妻の財産処分権
- 三 別産制の形成過程
 - 1 女性と財産権
- 四 小括

一 問題の所在

外国人がロシアについて、折に触れ書き残してきた見聞録には、この国のその時々々の姿を知る上で、有益な示唆を与えるものが少なくない。岩倉使節が残した『回覧実記』のロシア編が、その目配りの利いた記述のゆえに、今日もなお新鮮な印象を読む者に刻むが如きである。

残された内外数多の道中記のうち、シャルルフランソワフィリベール・マソン（二七六二〜一八〇七）の『ロシア極秘メモワール』⁽¹⁾（パリ、一八〇〇）、およびキャサリンとマリーサのウイルモット姉妹（キャサリン・ウイルモット、一七七三〜一八二四。マリーサ・ウイルモット、一七七五〜一八七三）の『一八〇三〜〇八年ロシア日誌』⁽²⁾（ロンドン、一九三四）は、一八世紀末葉〜一九世紀初頭におけるロシアの世情をヴィヴィッドに伝える史料として、夙に名高い。ジュネーヴの人マソンは八六年に來露して、特に砲兵、工兵の教練で功あつたが、パーヴェル一世の勘気を被り、九六年にここを逐われた。⁽³⁾ 『メモワール』は、失意の彼がその晩年に、無聊を託つてものした慰みの書である。他方、ウイルモット姉妹の『日誌』は、二人がアカデミー総裁ダシユコーヴァ公爵夫人の客として一八〇〇年代半ばに逗留した折りの滞在記で、マソンが随所で毒々しい憎悪を吐いているのと対照的に、抑制された内省のトーンが全体を貫く手控えである。⁽⁴⁾ だがこういった立ち位置の対蹠性にも拘らず、三者はロシアの女性の家庭生活、あるいは立ち居振舞いに、共通の驚きを発している。マソンが見たロシアは「アマゾネス」の国、すなわち（彼から見ての）男女のあるべき関係規範が完全に転倒した国であった。「ロシアは歴史上、きわめてユニークな例を提供している。同じ一世紀の間に、五人ないし六人の女性が帝国を専制的に統治した。かつてそこでは、女性は自らも奴隷である男性の奴隷だった。ピョートル一世はこういう野蛮な状態を抜け出して、女性に社会の中の居場所を与えるために、暴力に訴えなくてはならなかった」⁽⁵⁾「ロシアの女性を見てか

らというもの、アマゾネスの存在は、私にはもはや寓話とは思われない。もう何代か女帝の支配が続いたならば、恐らく人はこの地にあの女戦士の国が生まれるのを見ることになったろう。……女性の活動は他の国では愛や優しさ、そして家庭の世話に向けられる。しかるに、きわめて冷たく粗野に生まれてきた北の女性は、その活動を支配欲や政治的な陰謀に向ける⁶⁾。

男と女の関係がここではボーダレスだ、とマソンは言う。大は首都での政治から小は日常の生活風俗に至るまで、凡そ全てがマソンにとっては憤怒と驚倒の対象となった。成人の男女が抵抗感なく一緒になって、水遊びに興じる光景然り。男子に伍して国事に与る女性たち、エカチエリーナ二世やダシユコーヴァ夫人もまた同じ。農奴を差配し指図を与えるマダムの姿も、同じく彼を惑わせる。「農村部ではそれ以上に、人は女性が男性的であるのを見る。何処であれ人が奴隷である国では、疑いもなく、大なり小なり女性の間にこういう特徴が見受けられる。寡婦であれ成人した娘であれ、そこではしばしば、女性が自分の土地の管理を引き受けることがある。この土地の住民は家畜の群れと同じように、彼女たちの財産であり、彼女たちの私有物だ。……奴隷を買ったり売ったり交換したり、仕事を彼らに割り当てたり、彼で彼らを罰するために自分の前で彼らの衣服を剥ぎ取ったり、こういうことは、人が家畜の水準にまで貶められ家畜と同じ無関心さで扱われたりはしない国では、女性に嫌悪と羞じらいの情を催させる。けれどもこれが、かつて幾人もロシア女性が義務づけられ、さらには喜んで果たした役割なのだ⁶⁾」。国を統べ、あるいは所領を経営する女性たち。——マソンはそこに、男世界の浸蝕と非理順逆の分別を欠いた行動を見る。

ウィルモット姉妹も同様に、この国の男女の境界線が曖昧なことに目を瞞った。但しマソンと異なる点は、厭悪嫌忌の感情が行中にないことである。一八〇七年八月一七日付のマーサの日記は、女性と財産あるいは女性の経営ということに触れ、こう記した。「ロシアの女性が自己の財産に対して持っている完全にして包括的な支配権は、女性に対し、大

きな自由と夫からの自立を与えている。それはイングラントにおいて未知のものだ。……女性が自分の富を自分で処分できる権限は、妻を棄てあるいは妻を虐げようとする夫の性情を、かなりの程度に抑制している」「多分若くて、ちよつとおバカでコケティッシュな二人のレディーが土地を売ったり、農奴を買ったりといった話を交わすのを、人はしばしば耳にする。『夫の領地は死後に私のものになりますけれど、これを改良しようと思っておりますの』云々。そして話はマダム某のことになり、これこれの事件がセナートでうまく行つてゐるの、うまく行つてないのとか、作付けしたカラス麦だの小麦だの、大麦だののことになる……」。

姉キャサリンの場合はどうか。一八〇六年一月二一日付の彼女の書簡は、やはり女性と財産、女性と経営というトピックに触れている。ロシアでは、「全ての女性が夫から完全に独立して、自己の財産に対する権利を享受しています。夫も妻から独立してまゝです。ですから結婚は、決して利害の一致ではありません。……このことが、ロシアの婦人の会話に対し独特な色合いを与えています。大人しいイギリス女性には、ロシアの婦人は専制政体のただ中であつて驚くばかりの自立性を示しているように思えます」⁽⁷⁾でも私が本当に驚いたことは、モスクワに戻らなかつたレディーについて尋ねられたときです。彼女の夫が答えて言うには、妻はウクライナの領地の調査をしています、私の領地と離れているためとても不便というわけで、妻はこの土地を売ろうと考えているのです、とのことでした⁽⁸⁾。

財産を持ち、土地の売買等の取引に従事し、自己の所領の経営に当たる経済人としての女性／妻。——マソンはこれを淑女にあるまじき倒錯として眉を顰め、ウイルモット姉妹はイングラントの女性にはない自立の現れと驚嘆した⁽¹⁰⁾。けれども当のロシア人には、それは決して異形な行為でも、殊更に揚言さるべき事件でもなかつたように思われる。ロシアの古典文学に登場する、女性Ⅱ経済人の事例を二つ引こう。

C・T・アクサーコフの実録小説『家族の記録』(二八五六)は一八世紀家族史の一級史料で、その第二章はアクサー

コフの祖父の従姉妹、プラスコーヴィヤ・イヴァーノヴナの家庭生活に当てられている。時代は一八世紀第四半期、早くに孤児となり、父からは農奴三〇〇人の、母からは農奴九〇〇人の領地を相続した彼女は、一六のとき、その財産を目当てに近づいてきた歳の離れた夫と結婚した。とかく噂の人物だったが、夫は妻の所領の管理を任せられ、彼女の信頼をいいことに、村の一つで鯨飲しては農奴を責め苛んで愉しむ日々を送っている。初めは周囲の諫言を誹謗と斥けていた妻も、最後は「自分の農奴を夫の残忍な行為から救い出すことが自身の義務と考えて」、夫の乱行の現場に乗り込み委任の解除を告知する。けれども逆に夫に幽閉され、所領の譲渡を迫られたところを、危うく祖父の手により救出される……。アクサーコフはプラスコーヴィヤを聡明な婦人と呼んでおり、領地経営に目覚めた彼女を描く作者の筆は、マソンと異なり温かい。

もう一つは、それから凡そ八〇年後の地主貴族の世界を描いたH・C・ツルゲーネフの『父と子』（一八六二）で、ここでは対照的な二人の女性領主が出てくる。一人はアリーナ・ヴラーシエヴナ。主人公バザーロフの母親で、農奴二人ほどの土地を持つごく零細な地主である。一七世紀のモスクワ・ロシアからワープしたような旧套な人で、戒律に厳しく、迷信深く、本を手にしたことがない。「領地の管理はヴァシーリー・イヴァーノヴィチ（「バザーロフの父」）に委ねてしまい、彼女は一切口を挟まなかった」。そしてもう一人は、アンナ・セルゲーエヴナ・オヂンツォーフ。進取の気性に富む未亡人で、規律ある生活を旨として、毎朝、所領の件で管理人に指示することを怠らない。「ニヒリスト」バザーロフは、「あの人はきつと自分の領地も立派に経営していることだろう」と好意を抱き、遂には恋に落ちてしまう。⁽¹²⁾

—— ツルゲーネフの共感が、どちらの女性に向いているかは明らかであろう。作家としての方向性はアクサーコフとツルゲーネフでは異なるけれども、女性がその手に財産を持ち、自らこれを管理・運用していく生き方を異態と捉える感覚は、両者何れの場合も見当たらない。

本稿が以下に扱うのは、右に瞥見した帝政時代のロシアの女性の、中でも妻の、財産権のあり方である。それは様々な検討課題を誘発する。法律学の目で見れば、キャサリン・ウイلمット言うところの、妻が「夫から完全に独立して、自己の財産に対する権利を享受」する夫婦の財産関係とは、夫婦各自が自己の財産を所有し管理するシステム、すなわち夫婦別産制に他ならない。従って、ロシアの別産制の特徴や成立過程、同時代的・比較法的観点からの制度の位置づけ、夫婦間の権利義務、とりわけ夫婦の人格的な関係と財産関係との位相、——法学からは直ちにこういう主題が浮かんでくる。しかも制度と時代の関わりを問う法史学では、ウイلمット姉妹が絶賛した別産制が、実質的には財産として不動産を想定する一八世紀の制度であったことを、ここで見逃すことはできない。それでは一体帝政末に、別産制は如何なる変化を迫られたのか。蓋し、いわゆる「大改革」の時代を経て、ロシアに種々の「職業婦人」が生まれるに及んで、帝政末には労働による収入も土地と並んで重要な財産形態となるからである。

法社会学、あるいは歴史社会学の立場からは、別産制の依って立つ社会的基盤を明らかにし、女性 \parallel 経済人の行動様式を探ることが重要になる。そもそも夫婦別産制は現実的な基盤を欠いた法律上の仮象に過ぎず、多くの女性はプラスコーヴィヤ・イヴァーノヴナやアリーナ・ヴラーシエヴナに見る如く所領の管理を夫に委ね、または夫に委ねることを強いられたのか。それとも逆に、妻が経営にかまけるまでに別産制が定着し、そのことが母子の間の心理的距離を生み出して、一九世紀後半まで育児の親業化が遅れるというロシアの親権法を取り巻く特殊な事情を帰結したのか。また法は実質的には貴族身分を想定して別産制度を組み立てているが、聖職者身分や商人身分、農民身分など他の身分でも別産制は行なわれたのか……。

無論、論点は以上に尽きない。フェミニズムという観点からマッソンやマーサが言及する「取引」「経営」に目を向けて、領主の経営行動や経営戦略に性差が存在したかを問うことも刺激的な試みだろう。同様に、別産制は夫から妻が経済的

に自立するのを可能にし、夫婦関係が破綻した際に妻の保護法として機能したとのマーサ・ウィルモットの指摘は興味深い。この命題を検証するには女性、中でも妻が有した資産の規模など、ベーシックなデータの収集が何にも増して必要になる。

もとより、僅か一つの論叢を以て、右に掲げた問題群の全てに答えることはできない。以下で行なうのは、一連のトピックの中でもっとも基礎的と思われる事項、すなわち別産制の法制上の概観と、制度史という観点からのその成立過程のトレースである。先ず次章では、最初に一八五七年年版『ロシア帝国法律集成』⁽¹⁾第一〇巻第一部「民法集成」を取り上げて、若干の各国制度比較も交えつつ、ロシアの夫婦財産制の内容をつかんでおきたい(第一節)。続いては、第三章でその成立過程を検討するが、これに先立ち過去の研究状況を一瞥する(第二章第二節)。別産制の起源や成立時期に関しては、ロシア民法学が誕生した一九世紀半ば以来、多くの説が唱えられたが、議論は今も戦国時代の様相である。筆者の見解は近年支持を集めつつある近世、特に一八世紀を重視するもので、第三章ではこの立場から、中世以降この時期までの制度の流れを展望する。そして最後の第四章で、民法集成以後の展開について、一九〇二年に公表された新民法典草案第二分冊「家族」における夫婦財産制規定を念頭に、問題の在り処をごく簡単に指摘しておきたい。筆者の主たる関心は帝政末の立法史に、この時代の立法の背後にある時代の精神を読み解くことに置かれているが、本稿は夫婦財産制というプリズムから主題に接近する際の予備的作業をなすものである。

*

*

*

一 本稿で用いた略称は次のとおりである。

民——一八五七年版『ロシア帝国法律集成』第一〇巻第一部「民法集成」Свод законов гражданских。
 旧民訴——一八五七年版『ロシア帝国法律集成』第一〇巻第二部「民事訴訟法集成」Свод законов о судопроизводстве и
 высканных гражданских。

民案 I——民法典草案第一分冊「総則」Гражданское уложение. Проект Высочайше учрежденной Комиссии по
 составлению Гражданских уложений. Кн. 1. Положение общи. СПб., 1903。

民案 II——民法典草案第二分冊「家族」Гражданское уложение. Проект Высочайше учрежденной Комиссии по
 составлению Гражданских уложений. Кн. 2. Семейственное пров. СПб., 1902。

仏民——フランス民法典(原始規定)。テキストは『Corps de droit français, civil, commercial et criminel』Paris, 1810 を使用。
 独民——ドイツ民法典(原始規定)。テキストは『Heinrich Rolenthal (Hrsg.). Bürgerliches Gesetzbuch. Graudenz, 1914 を
 使用。

薩民——ザクセン〔薩撤〕民法典(原始規定)。テキストは『Bürgerliches Gesetzbuch für Königreich Sachsen von 1863/1865.
 Neudrucke privatrechtlicher Kodifikationen und Entwürfe des 19. Jahrhunderts. Bd. 4. Scientia Verlag Aalen, 1973 を使用。

二 法令の引用については以下の方式に依る。

ПСЗ——『ロシア帝国法令全書』Полное собрание законов Российской Империи。引用の際は法令番号の他、検索の便のため法令裁可の日付を付す。例えば ПСЗ, собр. 1, т. 13, №. 10111, 1753 6/14 は『一七五三年六月一日日法』『ロシア帝国法令全書』第一輯、第二三巻、法令番号第一〇一一一(号)を指す。

三 第二章第一節で分析している『ロシア帝国法律集成』第一〇巻第一部「民法集成」は法典の編纂技術が拙劣で、複数の文章が改行もないうまま繋げられ、その全体で長大な一ヶ条を構成している場合が少なくない。これは検索に甚だ不便であるため、本稿においては便宜的に、「民法集成」の一つの条が複数の文章からなっているときは、文章ごとこれを区切って、先頭から順に第一項、第二項、と呼ぶこととした。あくまでも検索の利便を理由とする「民法集成」に限った措置である。

(1) テキストは次を使用。 C. F. P. Masson. *Mémoires secrets sur la Russie pendant les règnes de Catherine II et de Paul I^{er}*.

- Paris, 1863. (初版は一八〇〇年)。
- (2) The Marchioness of Londonderry & H. Montgomery Hyde (eds.), *The Russian Journals of Martha and Catherine Wilmot*. London, 1935. (リプリント版 New York, 1971 を利用)。
- (3) マンンの経歴については *Nouvelle biographie générale*, Tome 34, Paris, 1861, pp. 212-15 を参照。
- (4) 姉キャサリンは一八〇五〜〇七年、妹マーサは一八〇三〜〇八年に滞露した。この二人については、小野理子『女帝のロシア』岩波新書、一九九四年、二一七〜二六頁を参照されたい。エカチェリーナ時代の生きた記録、ダシユコーヴァ夫人の『回想録』が今に残されたのは、もっぱらこの二人の功績に依る。
- (5) Masson, *op. cit.*, p. 196, 197.
- (6) *Ibid.*, p. 199.
- (7) The Marchioness of Londonderry & H. Montgomery Hyde (eds.), *op. cit.*, pp. 271-72.
- (8) *Ibid.*, pp. 234-35.
- (9) 本文で仏語圏、英語圏からの観察録を引いたので、「ロシアの財産を持つ女性」に対する独語圏の眼も見ておきたい。代表的な論客は、やはりA・フォン・ハクストハウゼン(一七九二〜一八六六)である。『ロシアの内情。民衆生活、とりわけ土地制度についての研究』(一八四七〜五二)で、彼もまたロシアの「男女関係の転倒」を言う。「立憲国家では、君主は君臨するが統治しない。よき家庭では夫は君臨するが、統治するのは妻である。ロシア、少なくともモスクワでは、事態は逆で、ここでは妻が君臨し、夫が統治する。ロシアの女性は、他のヨーロッパとは異なる独自の地位を有している」「ロシアでは」不動産の相当部分が女性の掌中にある。……通りを歩けば分かることだが、家屋の三分の一は女性の名義だ。土地についても、同じことが言える。恐らくは「その五分の一乃至四分の一は女性が握っている」(August Freiherrn von Haxhausen, *Studien über die inneren Zustände, das Volksleben und insbesondere die ländlichen Einrichtungen Rußlands*. Erster Teil, Hannover, 1847, S. 56, 57)。「ハクストハウゼンの独創は、財産権の不安定性を引き合いにして、この現象を説明していることである。経済活動の投機的性格が強いために、「ロシアほど財産の転変が著しいところはない。土地は常に人から人へと移っていく」。そこでリースクの分散のため、「一部の財産とりわけ家屋と土地を妻に譲り渡すようになった。当初は単なる外見だったが、次第にそれは本物となり、確たる法的関係を得た。財産の管理と処分に関して、ロシア法は他の国よりも女性に好意的である」(ebenda, S. 57-58)。因みに、土地や家屋の五分の一〜三分の一は女性に帰属するとの彼の指摘は、経験的な観察に基づく推測であるが、

正鶴を射た認識である。第三章第三節を参照。

- (10) ウイルモット姉妹やマソンが前提にしているのは、男子に混じって政治に与り、あるいは種々の経済行為に携わること、保護されるべき、か弱い——しかしなればこそピュアな——性である女性の徳に背馳するとの価値観である。無論、今日の女性史研究の水準からは、そこにある特定の性別役割分業を前提にした「男らしさ」「女らしさ」の観念が潜んでいるのを見ることは易い。ヴォウルズの次の論文が、三人が暗黙裡に抱懐するこの女性観を剔抉しながら、残された観察録を批判的に読み解いている。Judith Vowles, "Marriage à la russe," Jane T. Coslów, Stephanie Sandler, Judith Vowles (eds.), *Sexuality and the Body in Russian Culture*. Stanford, California, 1993.
- (11) С.Т. Арсакон. Семейная хроника // Собрание сочинений в четырех томах. Т.1, М., 1955, стр.102-38. 義務云々は「там же, стр.133。」
- (12) И.С.Тургенев. Оплы и дети // Полное собрание сочинений и писем в тридцати томах. Изд.2-е, т.7, М., 1981, стр.113-14, 83.
- (13) いわゆる「教養ある社会」では母子の触れ合いが稀薄であって、子育ての中心にいたのは乳母だったこと、それが農奴解放を経て大きく変わり「強いられた育児」と言うべき現象が生じていること、両親が正面から子育てに向き合う「育児の親業化」はほぼこの頃に始まったこと、——これらについては旧稿においてすでに述べた。拙稿「近代ロシアの親権法」『神戸市外国語大学外国学研究所研究年報』第四三号、二〇〇六年、九八〜一〇二頁を参照。
- (14) Свод законов Российской империи, издания 1857 года. Т.1-15, СПб., 1857.

二 別産制の基礎構造

1 完全別産制

① 表1は一八五七年版『ロシア帝国法律集成』第一〇巻第一部の編別で、特に夫婦財産制関連の条項を抜いたものである（ゴチック部分）。制度の骨格を与えているのは第一分冊第一編の婚姻法で（第四章第二節）、他に第三分冊の財産法が嫁資に関する規定を置く（第一編第四章）。嫁資法制を財産法に置いたのは、嫁資を結婚する女性を受贈者とする贈与契約（嫁資はその目的物）と捉えたからである。一見すると「泣き別れ」とも思われる変則的な編成で、こういう特異な形式が制度の実質を表していることに注意を要する。

婚姻法での該当条文は全一〇ヶ条、財産法が収録する嫁資法制——後述のように、実質的には夫婦財産法の範疇に入らない——を含めても、夫婦財産制度の規定は一九ヶ条とごく少ない。素っ気ないほどの簡潔さで、この点は同時代の立法例と比較するとき分かりやすい。例えばコード・シヴィル（二八〇四）の場合には、夫婦財産制に関する条文は一九五条（仏民 第一三八七条〜第二五八一条）、ドイツ民法典（二九〇〇）では二〇三条を数える（独民 第一三六三条〜第一五六五条）。法律集成に直近するザクセン民法典（一八六三〜六四）はこれより遥かに少ないが、それでも三六条と、分量は法律集成の二倍近い（薩民 第一六五五条〜第一六九〇条）。

ロシア法の異様なまでの簡素さは、思うに、三つの事情に由来する。第一は、法律集成が内在している欠陥で、かつて別のところで述べたように、それは「集成」сбор、すなわち「述べて作らず」を前提に、過去の法令を採録し、現行のものをごここから抜いて集め並べたものに過ぎない¹⁾。こういう編纂方針からは、規定の抵触、その遺漏、表現の難渋・

表1 夫婦財産制関連条文 (1857年版民法集成)

第一分冊	家族の権利および義務 (1-382)
第一編	婚姻結合 (1-118)
第1章	正教徒の婚姻 (1-60)
第2章	正教以外のキリスト教徒相互の婚姻および正教以外のキリスト教徒と正教徒との婚姻 (61-78)
第3章	キリスト教徒に非ざる者相互の婚姻およびキリスト教徒に非ざる者とキリスト教徒との婚姻 (79-99)
第4章	婚姻関係より生じる権利および義務 (100-118)
第1節	人格上の諸権利 (100-108)
第2節	財産に対する諸権利 (109-118)
第二編	両親および子の結合ならびに氏族結合 (119-211)
第三編	家族秩序における後見と保佐 (212-382)
第二分冊	財産権を取得し、強化する方法。総論 (382-933)
第三分冊	財産権を取得し、強化する方法。各論 (934-1537)
第一編	贈与によるまたは無償での財産権の取得 (934-1103)
第1章	恵与 (934-966)
第2章	贈与 (967-993)
第3章	分与 (994-1000)
第4章	嫁資および嫁資目録 (1001-1009)
第5章	遺言 (1010-1103)
第二編	法定相続による財産の取得 (1104-1373)
第三編	交換および売買による財産権の特別な取得方法 (1374-1527)
第四分冊	契約に基づく債務 (1528-2334)

括弧内は条文番号。第一分冊第一編および第三分冊第一編を除き、細かな編別は省略している。

不明瞭といった問題が生じることは避け難く、特に対応の現行法がないときは、その対象が法的な規制の網から漏れてしまう。夫婦財産制はこういう領域に当たっており、第三章で見られるように、それは長く慣行に委ねられてきた分野であった。

第二は、民法集成の内容と直接関わる事情であって、それは夫婦財産契約に関する規定を持っていない。換言すれば、民法集成が提供する夫婦の財産関係は、単一の法定財産制のみである。とは言うものの、法で定めた一個の財産関係が婚姻中の全ての地域の人々を規律し得ると考えるのは、凡そ空想的と評するよりない。なればこそ、コード・シヴィルもBGBも法定財産制と並行して地域の特性を考慮した約定財産制(夫婦財産契約のモデル)を置き、前者をこれに補完せしめて、夫婦財産関係に肌理の細かなオプションを用意するよう努めている。諸外国では条文数が増えるのは、このためである。

民法集成は、この点、余りにぞんざいであった。確かに、帝国の地域的多様性に対しては、

一連の地方法——主要な成文法のみに列記すれば、フィンランド法、バルト地方法、ポーランド法、そしてベッサラビア法である——が対応することになっており、民法集成も婚姻編（第一分冊第一編）で、チエルニーゴフとポルタヴァの両県における特則を置く。⁽²⁾とは言え、これも断片的で、その分、全体の条文数は少なくなる。別言すれば、少ない条文は法典編纂技術の拙さとともに、国の家族政策の未成熟を示している。⁽³⁾

第三は、これも内容と関わるのだが、提示をされた法定財産制の性質に依る。この点を、次に瞥見しよう。

② 婚姻編の一〇ヶ条は、チエルニーゴフとポルタヴァの地方法を別とすると、内容上は三つの群に分類される。第一は別産制度の概括規定で、一般則を定める他に、特に妻の固有財産に関する規定を置く。第二は妻の行為能力をめぐる議論で、同じく一般則と各則を置く。そして最後に第三として、夫婦各自の固有財産に対する保護（第一群規定）が第三者との関係から制約される、例外的なケースが扱われる。

先ず第一群の規定として、法は劈頭、次の一般則を置いた。「婚姻は夫婦の財産の共有を生じない。各配偶者は自己の固有財産 *отдельная собственность* を持ち、新たにこれを取得することができる」（民 第一〇九条。固有財産とは何か。「嫁資および婚姻中に売買、贈与、相続その他の適法な手段に依って妻により取得された、または妻の名義で取得された財産は、妻の固有財産とみなされる」（民 第一一〇条。すなわち、婚姻は夫婦の共通財産を生ぜしめず、婚姻後も家庭には夫の固有財産と妻の固有財産の二つの財産体があるに止まる。

ここでは、嫁資すら妻の固有財産である。嫁資を夫婦の共同生活を支えるための、つまりは婚姻費用の負担のための原資であるとするならば、(i) 嫁資を共通財産とする、あるいは、(ii) 妻の所有とするものの、夫にも一定の利用権を配分する、といった法律構成を取るだろう。事実、チエルニーゴフとポルタヴァの地方法は、この(ii)に立って夫婦各自の嫁資利用権の保護を図った⁽⁴⁾（民 第一一一条。しかるに民法集成はこれには与せず、固有財産という扱いに徹して、嫁資

を女性に特有な財産取得の方法として位置づけた。民法集成が嫁資法制と婚姻法とを切り離し、財産法にこれを収める泣き別れ編成を採ったのは、共通財産の発生を認めない、こういう徹底した別産制が帰結する論理的結果に他ならない。実際、第三分冊第一編の嫁資法制は、嫁いだ娘と実方の財産関係の調整に終始して、そこに夫は一切登場しないのである。⁽⁵⁾ (民 第一〇〇一条〜第一〇〇九条)。

第二群の規定は妻の行為能力、具体的には自己の固有財産に対する妻の財産処分権を確認することから始まっている。「夫婦は直接に自己の名において、他の配偶者とは独立して、互いの許可状、委任状を求めることなく、自己の固有財産を売却し、抵当に入れ、その他の処分をなすことができる」(民 第二四一条一項)。夫婦各自の固有財産なるがゆえに、相手の委任なく夫が妻の、また妻が夫の財産を処分することは禁止される(民 第二一五条)。

各配偶者の自由で排他的な固有財産の処分権を認めた右の規定は、ロシアの夫婦別産制の根幹をなす規律である。ここでは夫婦は言うなれば、互いがそれぞれの財産を持って市場で向き合う対等な取引主体として現れる。夫婦間での売買、あるいは贈与といった財産上の行為も禁止されない(民 第二一六条)。一方が他の配偶者を相手として債務を負うのも、抵当権を設定するのも自由であつて(民 第二一七条)、畢竟、夫婦の財産関係は一般の私人のそれと異ならない。けれどもそうである以上、民法典に「夫婦の財産関係」として別段の定めを置く要はなく、ごく少数の例外を除き、全ては売買、贈与といった民法の基本原則をそこに適用すれば足りる。—— こういう思想に立つゆえに、民法集成の夫婦財産制条項は当然ながら少なくなる。これが前述の第三の事情に他ならない。

第三群は、まさにこうした「少数の例外」に属する規定である。夫婦の固有財産は不可侵なので、一方の固有財産が他の配偶者の個人的債務の引当として執行されることはない。この例外が破産配偶者のケースであつて、法は一定の場合に他の配偶者の財産に対する執行を許して、右の原則に修正を加えた(民 第一一二条)。その具体的内容は、夫が破

産した例を念頭に、民事訴訟法集成『ロシア帝国法律集成』第一〇巻(第二部)が定めている。

先ず前提として、この場合にも妻の財産の全てが債務の引当てとなるわけではない。嫁資の他、相続その他の手段で妻が両親、親族、夫以外の第三者から得た財産は妻の固有財産とされ(旧民訴 第二六九条)、それは如何なるときも不可侵である(旧民訴 第二二八条)。さらに固有財産に当たらずとも、妻の生活を保護するために、家具、食器、車馬の二分の一、および妻の衣料の全ては破産執行を免除される(旧民訴 第二七四条)。破産財団に算入されて強制執行の対象になるのは、競売開始のときから遡って一〇年未満に、売買または贈与によって妻が夫から取得した財産である。但し、妻が購入の資金を嫁資によって、または両親、親族もしくは夫以外の第三者からの相続、贈与その他の適法な手段によって得たときは、この限りでない(旧民訴 第二二七一条)。

見られるように、これは別産制原則(夫婦各自の固有財産の不可侵)と、破産債権者の利害の調整を目的とした規定である。強制執行の要件は絞られ(夫が破産したこと。債務の引当てとなる財産は、競売開始から一〇年未満に夫から取得した財産であること)、単に夫婦であることから、妻が夫の債務を負うのではない。夫婦は各自が自己に固有の財産を持つ独立の取引主体なのだから、夫婦間での売買や贈与を禁ずる謂われは存しない。しかし、夫婦の間の仮装行為を抑制し債権者の保護を図らなければ、別産制度が濫用されて制度が決壊する虞れがある。——第三群の規定の意図はここにあった。

③ 婚姻前に取得した財産および婚姻後に取得した財産について、夫婦は婚姻後もそれぞれが独立の所有権者として、これを利用・収益・処分できる。ここでは両者の関係は二個の対等な私人の關係に擬せられており、複雑な法律關係を生じない。約言すれば、こういう完全別産制が民法集成の夫婦財産制度であった。「婚姻は〔夫婦の〕財産關係に何ら影響を及ぼさない」(Д・И・Мейエル)、「わが国では驚くばかりの一貫性で別産制の原則が貫かれている」(К・П・Побеドノースツェフ)。——帝政時代の代表的な民法学者は、こう評した。

ポベドノースツェフの驚きは、ここでも比較に思いを馳せれば瞭然である。周知のようにコモンローでは、夫婦一体の思想に基づき、妻の人格は婚姻後、夫の人格に吸収されると説かれるため、妻の財産上の権利は否定される。婚姻前に妻が有した財産のうち、動産は夫が自由に処分でき、不動産に対しては夫は収益権を有している。エクイティーでは夫の財産支配は緩和され、信託制度を応用した婚姻財産設定により、妻の財産的利益の保障を図っているが、無論、この方法で救済されるのは富裕な少数の女性に過ぎない。妻の人格上・財産上の地位の向上が進むのは、既婚婦人財産法が制定される一八七〇年まで待たねばならず、以後、同法の数次にわたる改正を経て、漸く二〇世紀に入り、妻は夫と対等の地位を獲得するに至る。これ要するに、ウイルモット姉妹が一八世紀のロシアの夫婦財産法を羨望を以て眺めた所以である。⁽¹²⁾

大陸諸国の場合はどうか。コード・シヴィルが法定財産制として、動産後得財産共通制を採っているのはよく知られている。婚姻に因り形成される三つの財産体（夫婦の共通財産、夫の固有財産、妻の固有財産）のうち、共通財産を管理するのは夫であつて（仏民 第一四二二条一項）、夫は妻の同意なしに共通財産の売却、譲渡、抵当権の設定といった処分をなし得る（仏民 第一四二二条二項）。すなわち共通財産と言ふもの⁽¹³⁾の、その管理権・処分権は夫に属する。のみならず、「夫は妻の全ての固有財産を管理する」（仏民 第一四二八条一項）。確かに夫は妻の同意なく妻の不動産を譲渡することはできないけれども（仏民 第一四二八条三項）、妻は無能力なので、妻が単独でつまりは夫の同意なしに、自己の固有財産である不動産を処分することはできない（仏民 第二二七条）。——イギリスの場合と同様に、ここでも妻の財産に対する夫の支配権は強大である。妻の財産上の地位を引き上げるため、夫婦財産関係の再検討が始まるのは一九二〇年代であり、妻の無能力制度も一九三八年の法律で廃止されるが、夫婦財産制自体の改革は一九六五年のことであつた。

最後にドイツ法系だが、ここではザクセン民法典とドイツ民法典を取り上げよう。法定財産制として、ザクセン民法

典は管理共同制を採用する。「妻が婚姻の締結までに所有する財産、または婚姻中に取得した財産に対して、夫は用益権および管理権を有する」(薩民 第一六五五条一項)。「妻が仕事によって取得した物については、その仕事家事に関わるものであれ夫の職業に関わるものであれ、所有権は妻に、用益権と管理権は夫に属する」(薩民 第二六八条一項)。これは夫が妻の財産を管理するのを前提にした、すなわち夫が一元的に夫婦の財産を管理する形の、別産制である。

この類型がドイツ法系ではもつとも多く、ドイツ民法典もまた管理共同制を法定財産制とする⁽¹⁴⁾(独民 第一三六三条第一四二五条)。曰く、「妻の財産は、婚姻の締結により夫の管理および用益に服する(持参財産)」(独民 第一三六三条一項)。しかして「妻が婚姻中に取得した財産もまた持参財産である」(独民 第一三六三条二項)。夫は妻の同意なく妻の持参財産を処分する権限を有しないが(独民 第一三七五条)、妻も「持参財産を処分するには夫の同意を必要とする」(独民 第一三九五条)。——約言すると、婚姻に因り、(i)夫の財産、(ii)妻の持参財産、(iii)妻の留保財産⁽¹⁵⁾、という三種の財産が形成され、所有権こそ(i)は夫に、(ii)と(iii)は妻に帰属するが、持参財産に対しては妻は管理権を否定され、その処分権は制約される。従って、夫婦の権限配分は権衡を欠くと言う他なく、法律構成は異なるものの、BGBの場合にもやはり夫の財産支配は強力となる。男女の平等に反するとして、第二次大戦後、一九五七年になってそれが大改正を受けたことは決して故なきことではない⁽¹⁶⁾。

以上、一瞥しただけでも、民法集成の突出振りは明らかであろう。妻の財産上の地位について、その向上が諸国の立法政策の課題となるのは、もつとも早いイギリスでも一九世紀後半であり、現実に夫婦財産法の改革が進むのは二〇世紀に入つてである。単純にして完全なロシアの夫婦別産制度は余りに肌理が粗いけれども、妻の財産権の保護ということ立法の基調の点では他の国々の実践を先取りしている。

それゆえに、ロシアの完全別産制は古くから識者の間で関心を呼んだ。次節において、過去の研究動向を本国の議論

を軸に見ておきたい。

- (1) 拙稿「ロシア家族法の原像——一九世紀前半の法的家族——」『神戸市外国語大学外国学研究所研究年報』第三九号、二〇〇二年、一三〜一四頁。M・M・スペラーンスキーの主導の下に一八二〇年代に進捗を見た法典編纂事業は、(i)『會議法典』(一六四九)以後の全法令を編年順に羅列する、(ii)ここから現在もなお行なわれている法規を抜き出し、これを一定の基準に従って配列し直す、(iii)これを資料に新法典の起草を行なう、との方針の下に進められた。第一段階の成果が『ロシア帝国法令全書』*Полное собрание законов Российской империи*、第二段階のそれが『ロシア帝国法律集成』*Свод законов Российской империи*である。しかし最後の第三段階はニコライ一世の断によって放棄され、結局一八三五年一月一日を以て『法律集成』に「法的効力」を与えることとなった(ПСЗ, собр. 2, т. 8, No. 5947, 1833 131)。因みにこれを「集成」*свод*と称するのは、制定年代の異なる個々の法規を並べ替え、秩序立てるという第二段階の作業結果に過ぎないからである。
- (2) チェルニーゴフ、ポルタヴァ両県で、一六世紀のリトアニア条令が長く行なわれていたことに基づく措置である。民法集成は二ヶ条を以て、婚姻中の嫁資の扱いと(民 第一二一条)と、婚姻の無効による夫婦財産の清算および教会裁判所の判決によって夫婦の別居が生じた際の夫婦財産の清算(民 第一一八条)について、規定している。
- (3) ここで「未成熟」と言ったのは、家族政策の不徹底と同時に、家族政策が国の大きな関心事となるまでに熟していない、との意味である。
- (4) 次のとおり。(i)嫁資は妻の固有財産であるが、夫婦が共同で所持し、利用する。婚姻の継続中は、妻は夫の同意なく、夫の嫁資利用権を侵害しまたは制限するような嫁資の処分をすることはできない(民 第一二一条一項)。(ii)妻の嫁資を保護するため担保に供せられた夫の不動産については、妻の同意なくしてこれを譲渡し、または債務の引当てとすることはできない。この場合、妻の同意は然るべき書面を以て、裁判所で行なわれることを必要とする(民 第一二一条二項)。
- (5) 諸外国の嫁資法制では、夫に嫁資の利用権・管理権を認めるとともに、その処分に制限を課して嫁資に対する妻の権利の保護に努め、夫の死後は嫁資を妻(寡婦)へと返還する、という形を取るのが通例である。しかるに民法集成は、妻の固有財産という立場を貫き、嫁資に関わる法律関係から夫を一切排除した。嫁資を婚姻費用の原資と捉える発想はそこには見られず、その結果、嫁資法制の関心事は、チェルニーゴフ、ポルタヴァ両県における特則(民 第一〇五条)を別とすれば、嫁資目録 *рядная запись* の作成手続(民 第一〇六条〜第一〇八条、および嫁資の受領と女兒の相続権との関連如何

表2 嫁資目録の様式（不動産嫁資目録）

1868年4月17日、グリゴリーの子たる余、五等官アレクセイ・マルトウイノフは、我が女兒が退役中尉、マルティン・イヴァーノヴィチ・グルシェーツキーに嫁ぐに当たって、娘アレクサンドラ・アレクセエヴナ・マルトウイノヴァに嫁資として、余に帰属せる石造り四階建ての家を与えるもの也。この家は、ペテルブルク控訴院にて1865年5月12日に作成したる不動産権利証書第1632号に基づき、余が九等官アレクサンドル・エゴロヴィチ・サブローフより取得したのものにして、ペテルブルク市アドミラル区第一地区ガラーラ街67番にあり。余はこの家を、それが置かれた土地とともに上に記したる我が娘に与えるものにて、この土地は縦は25サージェン、横は14サージェン也。この家の境界は、屋敷に向かって、フョードロフの子、少佐イヴァン・ペーストリコフの家の右側、また鞍職人イヴァン・オパーキンの左手也。余は今日まで何人に対してもこの家を売却し、また抵当に入れたることなし。もし何者かこれに異議を唱えることあらば、これを斥ける義務を負うは上記の我が娘アレクサンドラとす。我が娘に嫁資として与う家の価格は、良心に誓って銀30,000ルーブル也。

典拠：Руководство к совершению актов, договоров и обязательств на основании Положения о нотариальной части. Изд. 6-е, СПб. и М., 1875, стр. 187.

- (民 第一〇〇二条〜第一〇〇四条)、という二つのトピックに収斂している。後者は、嫁資は嫁いだ娘への相続分の前渡しか（嫁資を得た女兒は、そのことに因り相続から排除されるのか）、という問いである。因みに表2は一九世紀後半の嫁資目録の雛型だが、そこで相続の放棄が明示的に示されない限り、嫁資の受領者は相続権を失わない、というのが民法集成の答えであった（民 第一〇〇二条、第一〇〇三条）。
- (6) 法は「夫婦」*супруги*と表現しており、妻の行為能力を夫のそれと抱き合わせる形で規定している。例外は手形の振出行為で、商人身分の妻が自ら自己の名で商業を行なう場合を除き、夫の許可なく手形を振り出すことは禁止された（民 第一一四条二項。旧手形法（ПСЗ, собр.2, т.7, №5462, 1832 6/25 —— 第六条）から入った規定で、一九〇二年の新手法へと受け継がれている（ПСЗ, собр.3, т.22, №21504, 1902 5/27 —— 第一条）。
- (7) 具体的には、次のとおり（旧民訴 第二二六九条）。(i)嫁資。(ii)両親、親族または夫以外の第三者から相続、贈与その他の適法な手段によって取得した全ての財産。(iii)嫁資を資金として取得した、または両親、親族もしくは夫以外の第三者から相続、贈与その他の適法な手段によって得た資金によって取得した、全ての財産。(iv)妻が夫から取得した財産のうち、競売開始のときから遡って一〇年以上を経たもの。取得の方法は、贈与も含めて態様を問わない。
- (8) 妻の固有財産が形状を変えたものと考えられるからである。換言すれば、それが競売開始のときから遡って一〇年未満に夫から購入した財産であっても、購入の資金が夫から出たものではないことを証明すれば、妻は免責されることになる。

- (9) 妻の固有財産の不可侵原則は、夫が国から滞納処分を受けた場合にも適用がある(旧民訴 第二二六八条)。但しこの場合、寡婦の受け取る遺族年金はその半額が徴収される(民 第一一二条)。
- (10) 諸外国の夫婦財産制では、ロシアと異なり婚姻に因り夫婦の共通財産が発生するので、婚姻の終了に伴う共通財産の清算(財産体を構成する各部分の帰属の決定ないし数額の確定)という複雑な問題が避けられない。民法集成は単純にして完全な別産制を採っているため、こういった問題を生じない。これも条文数が少なくなる理由である。
- (11) Д.Мейер. Русское практическое право. Изд.4-е. СПб., 1861, стр.584; К.Ильинский. Курс практического права. Изд.2-е, ч.2. СПб., 1894, стр.134.
- (12) イギリスの婚姻法については多くの文献があるが、ここでは敢えて古典的文献、谷口知平「英国婚姻法」台北比較法学会(編)『比較婚姻法 第二部 婚姻の証明及効果』岩波書店、一九四二年、を挙げておきたい。イギリスにおける女性の地位は一九三五年の既婚婦人および不法行為者法の改革で面目を大きく改めるが、これはその直後に物された論策として貴重である。
- (13) 動産後得財産共通制と呼ばれるように、共通財産、つまりは夫の管理・処分する財産の範囲が広いのも、コード・シヴィルの特徴である。略述すると、(i)各配偶者が婚姻時に有していた全ての動産、および婚姻後に相続または贈与によって取得した動産(若干の例外がある)、(ii)各配偶者が婚姻中に取得した全ての不動産、(iii)婚姻中に取得した全ての果実、収入、利息、年金(すなわち共通財産や固有財産からの収益、がこれに当たる(仏民 第一四〇一条)。なお、フランスの夫婦財産制については、稲本洋之助『フランスの家族法』東京大学出版会、一九八五年、第二部を参照。
- (14) 他に若干緩和された別産制も法定財産制として置かれているが(独民 第一四二六条、第一四三一条)、法律上当然に別産制が開始するのはごく限られた場合であり、別産制は約定財産制も含む他の夫婦財産制への補助的な類型と見るべきである。
- (15) 法律上、当然に妻の留保財産とされるのは、(a)妻の個人的な使用に宛てられた物。とりわけ、衣服、装身具、仕事道具(独民 第一三六六条)、(b)妻がその労働によって、または独立して営業を営むことによって取得したもの(独民 第一三六七条)、である。これ以外の財産は全て妻の持参財産であり、夫の管理・用益を受けることになる。
- (16) 改正前の旧法については、山田晟「ドイツ婚姻法」(前掲『比較婚姻法 第二部 婚姻の証明及効果』所収)が、貴重な情報を提供している。

2 「スフィンクスの謎」

① 「周知のように、ロシアの夫婦財産法の特殊性格、すなわち別産制の原則と（若干の例外を除いて）婚姻がその当事者の財産関係に何らの影響も及ぼさないということは、内外の思索するユリストの間に多くの驚嘆を呼び起こしている。別産制は今日まで、ロシア法のスフィンクス *сфинкс русского права* である。少なくとも、我々はこれを説明する納得の行く試みを知らない」。

И・Г・オルシャンスキーがこの有名な独白を残したのは、一八七四年のことであった。スフィンクスの謎が那边にあるかは、もはや縷言を要さぬであろう。ロシアの別産制が持つ無造作なまでの簡潔さと、それゆえに帯びる徹底性ないし一貫性は、同時代の西欧諸国の立法にあつて例を見ない。しかもこういう完全別産制は、男女の同権、夫婦の平等の理念に依っているわけではない。「妻は家長としての夫に服従し、これを愛し、これを尊敬し、かつこれに無限の従順を示し、家婦として夫にあらゆる喜びと愛を与えなくてはならない」（民 第一〇七条）。——民法集成は夫婦の人格的な関係について、このように述べる。明らかに、そこで語られた夫婦人格の非対称的な関係性は、対等な二つの法的人格、自律した二つの財産主体の間の規律という別産制の基本原理と相容れない。

「謎」に最初に挑んだのは、ロシア民法学の鼻祖 К・И・ネヴオーリンであった。その名著『ロシア民法史』（二八五二）で、彼は法源史という立場から、別産制の起源を問うた。最初にビザンツの夫婦財産制を一瞥の後、ロシア古法の変遷をキーエフ・ルーシまで遡って眺めた上で、彼はロシアの別産制の太古起源説を提唱する。「別産制はビザンツ法と同様に、ロシア法でも太古からの原理 *коренное начало* であった。各配偶者が固有の財産を持つ権利、妻が自ら固有財産を持つ権利、婚姻に因る各配偶者の財産の混合は生じないこと、以上のことはこれに関する最古の諸史料から推測

される」。年代記が書き留めているように、オリガは「自分の都市、自分の村、自分の狩猟場」を持つていたのではなかったか。妻が自己の固有財産を持つことは、ルースカヤ・ブラヴダ拡大編纂（二二世紀）からも推測される。⁽⁴⁾

従つて、夫婦が各自、自己の固有財産を持つとして、問題は夫婦がどのような關係に立つたかである。しかるに「古法の中に、妻が自己の財産を処分するのを何らかの形で制限するような規定は存在しない」。夫婦の間の売買も一七六三年まで認められ、その後動揺はあつたものの、一八二五年には解禁された。夫婦間での贈与も債務負担も禁止を受けたことはなく、妻が夫の債務を引き受ける義務もない。確かに嫁資は例外で、かつて古法は夫に対し、婚姻の継続中はそれの自由な処分を認めていた。だが現在は、嫁資は妻の固有の財産である。これに対して、夫は何の権利も有さない、……。⁽⁵⁾

見られるように、これは「謎」への答えになつていない。夫婦財産制が奏でている種々の不協和音に対し、古より斯くの如くであつたと言うだけでは、かえつて逆に謎を深めるだけであらう。ただ、ネヴォーリンのこの主張は、この当時、彼に利用が可能であつた凡そ全ての法史料を涉猟し導き出された結論であり、きわめて実証的なるゆえに、法源史という方法とともども、後人にとっては抗い難い一つの議論の範型となつた。ネヴォーリン説は、長く通説としての權威を保つたのである。ネヴォーリン後の第二世代の民法学者、ポベドノースツェフも、別産制はロシアでは「全ての時代にわたつて」*во всей истории* 貫かれてゐる、と述べている。⁽⁶⁾

② 時代が下ると、個別の研究が登場する。依然、太古起源説は有力で、例えばO・ランゲのモノグラフ『ロシア古法における夫婦の所有権』（二八八六）は、別産制は「遙か昔からの」*с древнейших времени* の実定法の原理だ、と言ふ。確かに嫁資はビザンツ經由の制度であるためそこに異質なものが見られるが、時代とともに土着化し、本来の性格を失つた、最終的には別産制と結びついて嫁資は妻に固有の財産となつた、と。⁽⁷⁾ さらに、古代から一七世紀末までを対象にして、ロシアにおける行為能力の制度を辿つたH・デボーリスキーの意欲作（一九〇三）も、「性差はピョートルま

でのロシア法では、行為能力を制限する基礎とはならなかった」と結論する。ネヴォーリン同様、彼も法源研究から、ロシア古法に「既婚女性の行為能力に対する法的な制約は存在しなかった。結婚した女性は、寡婦の場合と同様に、財産を持ち、全く独立してこれを処分することができた」と言うのである。⁽⁸⁾

以上の太古起源説には、キリスト教Ⅱビザンツ起源説が対抗している。前者が別産制の「古さ」と土着性を言うのに対し、この説は別産制の外來起源、具体的にはキリスト教と妻への保護が手厚かったビザンツ法の影響を重視する。曰く、キーエフ・ルーシがキリスト教とこれを体現したノモカノンとを受容したことで、妻を「物」「夫の不可分の所有物」と見る異教時代の觀念に代わって、妻を一個の「人格」と見る新しい立場がもたらされた。これにより妻も一定の財産上の権利を享有するに至ったのだ、と(Д・ドゥバーキン)⁽⁹⁾。同じくK・アレクセーエフも、ビザンツ法の全面的な継受を否定しつつも、キリスト教は妻の人格的地位を高める上で貢献があり、夫は妻の財産的権利を侵してはならないとする思想はキリスト教に負っている、と言う。⁽¹⁰⁾

古ルーシにおけるビザンツ法の継受とはそれ自体大きな問題であって、ここで軽々に論じることとは無論できない。ビザンツの影響を過大視するのを戒める声は古くからあり、現代の研究者もビザンツ法の重要性を認めてはいても、全てをこれで説明しているわけではない。⁽¹¹⁾ 妻の財産権を保障する上で、ビザンツ法が触媒として果たした役割はあったとしても、それがロシアの完全別産制に必然的に繋がるわけではないのである。⁽¹²⁾

③ 太古起源説もキリスト教Ⅱビザンツ起源説も、すでに一九世紀という時点で、別産制に一、〇〇〇年に近い歴史を認める結果となる。ネヴォーリンが開拓した精緻な実証は措く能わざるものとはいえ、この結論は確かに俄には信じ難く、表面的には平板で非歴史的という印象を拭い難い。

従って、これに対して別産制の起源を後ろに倒し、近世・近代に求める所説が現れてくるのは当然である。ドモホー

フスキーの「ロシアにおける女性の権利」(一八六二)は、研究というよりむしろ評論に近いものだが、一七七一—一八世紀、とりわけピョートル改革を経た一八世紀に転機を求めた。——凡そ一七世紀まで、女性は全く無権利で夫の暴力の対象でしかなかったが、一七世紀末になって、嫁資に対する妻の権利という觀念が形成された。妻に無断で夫が嫁資を処分する行為を禁じたもので、夫の死後、原状の回復を求めて寡婦が起こした訴えが認容されたのである。これが突破口となり、夫は妻の同意を得ることなしに、妻の財産を処分することはできなくなった。もともと未だこの時点では、妻が単独でその財産を処分する権利は確立していない。「女性の中に人間を見た」ピョートルの登極を俟って初めて、妻は自己の名による不動産の売却や抵当権の設定を認められた。その後、女性の財産権は、貴族身分に特権認可状が出されるなど、一八世紀末になって強化された……。彼は女性の財産上の地位が確立に至るプロセスとして、(i)夫が自己の名で夫婦の全財産を処分する時代、(ii)夫が妻の財産の処分に当たって、妻の同意を要する時代、(iii)妻が夫の同意の下に財産を処分する時代、(iv)妻が単独で、夫の同意に依らずに財産を処分する時代、という発展図式を提示している⁽¹⁴⁾。

現代の論者では、一八世紀の社会史・文化史を専攻するJ・H・セミノノヴァが、ピョートル期を夫婦財産制度の分水嶺とする見解を提唱している。ピョートルが断行した一子相続制は結局その死後撤回されたが、彼による「改革の時代を経て、家族の財産関係における旧制は、もはや完全な形では復活しなかった」。一八世紀は女帝がロシアを治めた時代である。「女性が自立して財産を処分することから、至高の権力を自由に動かすことまでの径庭は十分に短い⁽¹⁵⁾」。

こういったキリスト教Ⅱビザンツ起源説、近世・近代創建説を念頭に踏まえて、別産制の成立過程に時代区分を置くというのが、M・Φ・ヴラジミルスキーⅡブダーノフの見解である。ネヴォーリンはロシア古法の解釈に法律集の諸原則を持ち込む傾向があると批判する彼は、別産制を太古の制度とは考えない。オリガの財産所有についても、幼少のスヴァトスラフの後見人という、彼女の公的地位を忘れてはならない、と強調する⁽¹⁶⁾。代わって高唱されるのが、次

の三段階説であつた。⁽¹⁷⁾

(i) 第一期（一四世紀まで）——財産権が夫に帰属していた時代である。確たる史料に乏しいが、略奪婚や購入婚が行なわれていた時代では、妻の財産権という問題は生じない。キリスト教の受容とともに妻の人格上・財産上の権利という觀念が生まれ、共同生活に当てられる財産、婚姻の継続中に夫婦が共同で取得した財産については、夫婦の共通財産とみなされるに至つた。

(ii) 第二期（一四〇一七世紀）——財産の共有時代。嫁資は夫婦の共同生活のための費用であるとみなされ、夫は嫁資を妻の合意の下に処分する（嫁資の共同処分）。世襲地の売買証書 *купчая грамота* にも、「某々とその妻に世襲地を売却」といった表現が散見される（購入世襲地の共有）。また破産した夫の債務の弁済のため、夫とともに妻を債権者に引き渡すことは、一七世紀まで続いている（夫婦の連帯債務）。

(iii) 第三期（一八世紀以降）——別産制への傾斜はすでに一七世紀末に見られるが、この傾向が一八世紀に入つて進行する。一子相続制を導入したピョートルのウカーズは、父は母（妻）の財産については相続人を指定できないことを明言する（第八条）。さらに一七五三年には、妻が単独で、すなわち夫の同意を得ることなしに、不動産を処分することが容認された。これにより、別産制度は確立する。

ヴラジミールスキー⁽¹⁸⁾は、キリスト教とビザンツ法の影響を別産制の端緒というより、妻を一個の人格と見る觀念をロシアに持ち込んだことにあると見て、別産制の成立自体は後の一八世紀のことだとしている。ただ彼は、これをピョートルの創造に負うというより、それに先立つ時代からのロシア古法の発展の結果であると考えた。

④ デボリスキーはヴラジミールスキー⁽¹⁸⁾の三段階説に批判的で、各種の史料が推測させる過去の夫婦生活と法律の中の夫婦とを混同してはならない、と言う。「全ての法史料が伝えるところでは、妻は自己の所有権、自己の財産の処分権を何ら制限されなかつた」。

けれども議論に「家庭生活の実態」を持ち出したことで、デボリスキーは重要な論点を衝くことになった。夫に対する妻の人格的な従属性が現実の夫婦生活の特徴づけていたことを、彼も認めたからである。「一七世紀半ばまで、妻は

自己の世襲地 *ВОТЧИНА* を自由に譲渡することができた。取引が有効となる上で、夫の参加は必要とされない。だが実際に、夫の意思に逆らつて妻が行動できなかったことは、ほとんど疑いが無い。「妻が私的な取引で独立した当事者として行動した場合も、事実上、それはほとんど常に夫が同意をした下で、そしてしばしば夫の影響の下で、行なわれた」⁽¹⁹⁾。これは、夫婦間の人格的な関係と財産関係の相剋という「謎」を再確認する発言である。彼の着眼は、妻に課された従属義務が夫婦財産法を形骸化させたと主張する空洞説、あるいは、制度と実態は乖離して別産制は法文上の画餅に過ぎないと総括する別産制度虚構論に近い。

こういう空洞説や虚構論は、法制史家より実定法の専門家に多く見られる説である。帝政末の家族法学を代表する、A・H・ザゴロフスキーの所論を見よう。「一般に、婚姻における妻の財産上の自立性は、多くの場合がフィクションである。事実の上でも法の上でも、婚姻生活では夫の意思が優位に立つ。妻を自立せる所有者と定めたその法律が妻の『無制限の』権力の下に置いたときから、妻がその財産上の独立性を主張することは困難となる」⁽²⁰⁾。現代の研究者の間でも、これに共鳴する向きが少なくない。⁽²¹⁾

研究史には、この虚構論の上を行くさらに過激な私有財産制不在論が存在する。「妻の財産」の観念はおろか、私有財産制度自体が凡そロシアに存在しないと説くもので、急先鋒は言うまでもなくアメリカのR・パイプスである。曰く、ここでは全ての財産はツァーリの財産に他ならなかった、市民の財産とツァーリの財産、国家の財産の別が付かず、私有の観念が未発達であったところにロシアの専制政体の根源がある、蓋し私有財産制こそは社会の安定の砦であり、しかのみならず、それは国家の権威に対し財産権の保障という限界を画しているからだ、と。⁽²²⁾

この不在論は一つの史談、一つのロシア史論と見るならば、興趣に溢れてそれだけ俗耳に入りやすいが、史実に即した論とは言えない。不在論では、一五世紀の末葉に軍役奉仕の代償として導入された——従つて、本来的にはそれは

売却などの処分に適さず、相続財産の対象とならない——封地 Поместье の制度が変質し、早くも一六世紀初頭には封地が相続されるなど世襲地化した周知の事実を説明できない。しかも一六世紀のモスクワ国家は、素朴ながらも物権変動の公示システム、つまりは私有財産制の維持装置を持っている。一五五〇年に設置された封地官署 Поместный приказ が、土地（世襲地および封地）の売買や抵当権の登録を行なったからである。⁽²⁴⁾

⑤ 別産制の研究史上、二〇世紀は立論的方法的基礎が大きく拡がった時代であった。第二次大戦後、とりわけ一九五〇年代に、法の運用実態を示す各種史料（遺言、売買証書、抵当証書など）の発掘・注釈・刊行が進み、これが従来の枠に止まらない、具体的史料に基づいた実証研究を可能とさせたのである。

中世ロシアの土地取引の実態に迫った、H・J・プシュカリーヨヴァの注目作「ルーシにおける女性の財産権（二〇～一五世紀）」（一九八六）は、この新しい流れから生まれた。すでに一一～一二世紀に、「特権的な女性」たちは動産については処分権も含む権原を得ていたと主張するプシュカリーヨヴァは、続く一四～一五世紀に、白権文書が物語るノヴゴロドではすでに一二～一三世紀に、この女性たちは不動産に対しても用益権と処分権を得た、⁽²⁵⁾と云う。表3および表4として、彼女がまとめた一四～一五世紀における女性の土地取引の模様を掲げよう。遺言や売買証書といった現存の法史料から、売主／買主といった形で女性が当事者となって登場した三九九の文書を整理したもので、単線的な発展図式を斥けて、史料をもとに地域差を析出しよう⁽²⁶⁾と試みているのが目新しい。

結論だけを眺めるならば、プシュカリーヨヴァのこの研究は、別産制の「古き」を説いた過去の議論の復活である。ただそれを法源研究の手法に依らず、法適用の現場を語るナマの史料から引き出した点に彼女独自の創見がある。確かに二つの表が物語る、土地を得て土地を処分する中世ロシアの女性の姿に照らして見ると、「フィクション」という印象を与えるのは逆に空洞説や虚構論の方であろう。

表3 女性による不動産の取得 (10~15世紀) [単位: 件]

取得原因	14世紀			15世紀前半			15世紀後半			計
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	
贈与、恵与*	1	—	1	4	—	—	4	3	3	16
購入	1	—	1	3	1	—	8	—	—	14
嫁資	3	—	—	4	—	—	14	—	—	21
相続	4	1	3	6	7	4	19	13	—	57
計	9	1	5	17	8	4	45	16	3	108

* : 「恵与」 пожалование とは君主による土地の賜与を指す。

A : 北東部。

B : 北西部、北部、カレリア。

C : 南西部、南部 (リトアニア大公国領も含む)。

典拠 : Н. Л. Пушкарева. Имущественные права женщин на Русь (X—XV вв.) // Исторические записки, т. 114, 1986, стр. 210, таблица 2 より作成。

表4 女性による不動産の処分 (10~15世紀) [単位: 件]

処分内容	14世紀				15世紀前半				15世紀後半				計
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
贈与	3	—	1	—	53	3	2	8	89	15	7	1	182
売却	—	—	10	—	10	4	5	—	11	6	6	2	54
交換、分割	1	2	1	—	2	—	—	—	5	1	1	1	14
抵当権設定	—	—	—	—	—	—	5	—	1	—	2	—	8
計	4	2	12	—	65	7	12	8	106	22	16	4	258

A : 北東部。

B : 北西部、北部、カレリア。

C : 南西部、南部 (リトアニア大公国領も含む)。

D : 不明。

典拠 : Н. Л. Пушкарева. Имущественные права женщин на Русь (X—XV вв.) // Исторические записки, т. 114, 1986, стр. 199, таблица 1 より作成。

その後の研究はこういう新しい接近法を重視しつつも、史料の読みの精度を深めて、プシユカリーヨヴァを越えて行った。特にまとまった批判を展開するのはアメリカのG・G・ウエイクハルトで、彼はプシユカリーヨヴァの三九九の史料のうち、女性の財産取得に関する一〇八件(表3)の再解釈を試みている。財産の取得原因は、相続または嫁資の受領が七八件、贈与と恵与が一六件、そして売買一四件で、市場を介した土地の取得は決して一般的ではない。すなわち女性が取引の主体となって現れることは珍しいとは言えないにせよ、さほど頻繁たつたわけでもない、と。(26)

ウエイクハルトは別産制の存在を中世にまで遡らせる主張を勇み足とし、その成立を一七〜一八世紀のこととした。一六世紀後半を底にして女性の財産権は拡大して行き、後のピョートル改革を経て遂に別産制に至る、と言うのである。彼の見るところ、その導管となったのが封地制であった。(27)

女性の取引行為という論点では、さらに今世紀に入って画期的な研究が出た。カナダのM・M・マレースのモノグラフ『女性の王国。貴族女性とロシアにおける財産支配。一七〇〇〜一八六一』(二〇〇二)は、ウエイクハルトに左祖しながら、実証をさらに深めている。彼女は一八世紀初頭から農奴解放に至る時期の五地域約八、〇〇〇の土地取引に関する史料を分析し、妻が取引主体となって登場するのは一八世紀半ばであること、それ以前には取引の場に現れる女性と言えば寡婦であること、とはいえ、そもそも女性が単独で取引場裡に姿を現すことは稀であり、息子その他の男性親族が付き添っているのが多いこと、(28) これらを立証したのである。(29) ただマレースは——ウエイクハルトが反転期として一七世紀も重視するのと異なつて——、妻の財産的地位はピョートル改革を経た一八世紀前半に大きく伸びたと考えている。

このように、過去の夫婦財産制の研究は、別産制の起源問題を中心に動いている。実態分析が進んだ結果、空洞説や虚構論、さらには私有財産制の不在論は俗受けしても学問的には維持できない。とはいえ、古典学説の観がある別産制

の太古起源もやはり余りに一本調子で、近年の実証に耐えられない。近時の研究が明らかにした、一八世紀に入つての女性の取引の活発化という史実は重い。

筆者自身も、帝政ロシアの別産制は近世、特に一八世紀になつて生まれた一つの時代の所産であると考え。但しそれに先立つて、論理的にも歴史的にも、妻に限らず凡そ女性の財産的地位が向上していく過程があり、これは一六世紀後半から一七世紀、そしてピョートル改革を経た一八世紀前半に進行した。妻が自己に固有の財産を持つに止まらず、それを己の意思に従つて管理し処分する権能を得るのは、続く一八世紀半ばである。——以下、このような見通しの下に、別産制度の形成過程を立法の変遷を整理しながら辿つてみたい。ウェイクハルトが言うように、中世ロシアの女性にとつて、相続そして嫁資の受領が財産取得の二大機会を提供していた。そこで議論は、嫁資法制と相続法を見渡すことから先ずは始まる。

- (1) И. Орланский. Личные и имущественные отношения супругов (Опыт догматико-критического исследования) // Судебный журнал, 1874, кн. 4, стр. 122.
- (2) К. Неволин. История российских гражданских законов. Т. 1, СПб., 1851, стр. 86—129.
- (3) Там же, стр. 86—94. 「ザンツ法に目を止めるのは、第一に、「プロケイロン（九世紀）の男女均分相続条項に代表される、女性の財産上の地位への配慮がロシアの先駆として注目されるためであり、第二に、ピョートルによる改革まで夫婦の財産紛争は教会裁判所が管轄していて、そこでビザンツの教会法『舵の書』が適用されていたからである。」
- (4) Там же, стр. 94—95.
- (5) Там же, стр. 94—129. 引用は、там же, стр. 95. 「嫁資については там же, стр. 107—29。」
- (6) Победоносцев. Указ. соч., ч. 2, стр. 134.
- (7) О. Ф. Ланге. О правах собственности супругов по древнерусскому праву. СПб., 1886, стр. V. ランゲは「別産制の存在は、史的にはオリガがビザンツと締結した九一二年（九一一年の誤り）の条約にまづ遡るべき」と言う（там же, стр. 1.）。

- この年のルーシ・ビザンツ条約は、ルーシの人が「キリスト教徒」すなわちビザンツの人を殺害したときの、またその逆のケースに関しての、制裁規定を設けており、原則として加害者をもその場で殺害するが、加害者が逃亡したときはその財産を没収する、しかし妻の財産は対象としない、と定めていた(第四条)。ランゲを始め多くの論者は、この条項をルーシにおける別産制の存在を示す証拠と考えている。条約テキストは「Памятники русского права. Вып. 1, М., 1952, стр. 6—10。」
- (8) Н.Н.Добольский. Пражская договорность по русскому праву до конца XVII века. СПб., 1903, стр. 12—22. 引用は там же, стр. 15, 16。デボリスキーはルースカヤ・ブラヴダ以下の一連の法史料だけでなく、売買、贈与など、各種の取引文書に女性が当事者として登場していることにも目を向けている。
- (9) Д.Н.Дубакин. Влияние христианства на семейный быт русского общества. СПб., 1880, стр. 92—93. ビザンツでは、妻は夫と平等な権利を有しており、このことは妻が自己の固有財産を持ち、夫から独立してこれを処分する権能を有することに表われている。(ドゥバキーンは言う(там же, стр. 92)。夫婦財産制も含めたビザンツの婚姻法の概観として、ジョージア Buckler: "Women in Byzantine Law about 1100 A.D.", *Byzantion: Revue Internationale des Etude Byzantine*, tome 11, 1936 を挙げておこう。
- (10) Константин Алексеев. Об отношении супругов по имуществу в древней России и Польше // Чтения в Императорском обществе истории и древностей российских при Московском университете, 1868, кн. 2, стр. 6, 12.
- (11) 例えば В・セルゲーエヴィチは、別産制度の土着性をいう太古起源説とキリスト教Ⅱビザンツ起源説との折衷説ないし多元説を展開している。ビザンツ法の影響はノヴォゴロドでは顕著だが、他の地域ではそれほどでもない、また一五—一六世紀のモスクワ国家は夫婦財産制の定め乏しく、そこでは多くが慣行に委ねられたと考えられる。(ここではビザンツ法はもっぱら教会裁判所で、それも『舵の書』というそのスラヴ語訳を通してのみ、適用されたに過ぎない。)と。 В.Сергеевич. Деклин и исследование по древней истории русского права. Изд. 4-е. СПб., 1910, стр. 476—80.
- (12) George G. Weickhardt. "Legal Rights of Women in Russia, 1100—1750," *Slavic Review*, vol. 55, No. 1, 1986, pp. 6—7, 20—21.
- (13) 例えばビザンツでは、夫は嫁資に対する権利を有しており、動産については自由に、不動産については妻の同意を得た上で、これを処分することができる。
- (14) Дмоховский. О правах женщины в России // Библиогека для чтения, т. 172, 1862, стр. 74—78. 傍点は原文、イタリック。ドモホーフスキーは、ピョートルの行為は時代を先んじるもので、一八世紀末になって時代が彼に追いついたのだ、と考えて

- 50 (там же, стр. 75—76)。
- (15) Д.Н.Семенова. Очерки истории быта и культурной жизни в России. Первая половина XVII в. Л., 1982, стр. 43—51. 引用は、там же, стр. 49。
- (16) М.Ф.Владимирский-Буланов. Обзор истории русского права. Изд. 6-е, СПб., Киев, 1909, стр. 447, 455 (прим. 1)。
- (17) Там же, стр. 447—57。
- (18) Дебольский. Указ. соч., стр. 21。
- (19) Там же, стр. 21, 22。
- (20) А.И.Запоровский. Курс семейного права. Одесса, 1902, стр. 218。
- (21) 欧米の研究者の発言から、二例のみ挙げる。「これほどに意義あるものであったとしても、帝政ロシアの既婚女性が持った有利な財産権は、やはりより広汎な文化的・制度的文脈の下で捉えなくてはならない。一八六四年の司法改革以前は特にそうだったが、国家官僚も社会全体も法的に内在的な価値を認めることは稀であった。何れにしても、法は往々にして余り知られておらず、均一に適用されることもなく、しばしば国家の政策的な配慮に服せしめられた」(W.G. Wagner. *Marriage, Property, and Law in Late Imperial Russia*. Oxford, 1994, p. 66)。「一九世紀半ばにおけるロシアの女性の法的地位は、厳しく制限されていたとはいえず、実際には外国の女性と比べて決して劣ったものではなかった。ある意味で、それはより恵まれたものであった。農民身分以外の既婚女性は、自己の財産に対する権利を有していた。だがこの自由は、その大半が民法集成の諸条項により無にされていた。それは女性に夫に従い、夫の選択した場所に夫と同居することを義務づけていたからである」(Linda Harriet Edmonson. *Feminism in Russia, 1900—1917*. London, 1984, p. 11)。
- (22) 「一四—一八世紀末まで続いた、ロシア絶対主義の初期形態の特徴は、私有財産制の実質的な欠如によって特徴づけられる。西欧ではこの制度は王権と対峙し、その権威を実際に制限した。ロシアでは財産の観念(物に対する絶対的な支配というローマ法的な意味での)は、一八世紀後半にドイツ生まれのエカチェリーナ二世によって導入されるまで、未知のものであった」(Richard Pipes. *The Russian Revolution*. New York, 1990, p. 54)。パイプスはさらに、農民による土地所有が始まるには農奴解放を俟たねばならなかったが、それでも私有と共同体的土地所有との区別は曖昧で、結局「ロシアのムジーク」は西欧の農民のような所有意識を発達させることはできなかった」と言う(*ibid.*, p. 112)。
- (23) 私的所有の不在を説く議論に対しては、ウエイクハルトが丁寧な批判を加えている。George G. Weichardt. "The Pre-Petrine

表5 女性による贈与 (14~17世紀)

〔単位：件〕

	14世紀	15世紀	16世紀	17世紀	計
「息子とともに」	—	11	10	1	22
「夫の指示により」	4	16	16	—	36
女性単独	—	3	12	—	15

典拠：George G. Weickhardt. “Legal Rights of Women in Russia, 1100—1750,”
Slavic Review, vol. 55, No. 1, 1996, p. 9, table 1 より作成。

- Law of Property,” *Slavic Review* vol. 52, No. 4, 1993. それに対するバイブスの反撥とそれへのリプライへの参照。Richard Pipes. “Was There Private Property in Muscovite Russia? (Respond)” *Slavic Review* vol. 53, No. 2, 1994; George G. Weickhardt. “Was There Private Property in Muscovite Russia? (Reply)” *Slavic Review* vol. 53, No. 2, 1994. バイブスの反論は感情的である。
- (24) 一六四九年の会議法典 (Соборное уложение 1649 года. J., 1987) には、世襲地の二重譲渡が生じた際の処理規定がある (第一七章第三四条)。売却時期の先後に依らず、封地官署に先に登録した者が権利者となるのが原則だが、何れの買主も登録を済ませていないときは最初の買主を権利者とし、これを封地官署で登録する。従って土地取引に当たっては、封地官署での登録が必要であった。
- (25) Н.Д.Пышкарева. Имущественные права женщин на Руси (X—XV вв.) // Исторические записки, т.114, 1986, стр.185, 190.
- (26) Weickhardt. “Legal Rights of Women in Russia, 1100—1750,” p.3. ウェイクハルトは講壇の研究者ではなく、サンフランシスコでロー・ファームを経営する老練の弁護士である。これはアメリカのロシア研究が持つ懐の深さを示す例である。
- (27) *Ibid.*, pp.19—22.
- (28) このことは、ウェイクハルトが整理した女性の財産処分形態に関する表5からも窺うことができる。見られるように、贈与証書には「夫の指示により」「息子とともに」といった表現が散見され、女性が取引の当事者として単独で登場する例は多くはない。因みに、中世のノヴゴロドにおける女性の財産上の地位を考察したE・レヴィンも、「確かに女性は法の上でも事実の上でも夫から独立して自己の財産を処分することができたけれども、女性が行なった土地取引ではそこに男性の親族、通常は夫または息子が参加するのが一般的であった」としている。Eve Levin. “Women and Property in Medieval Novgorod: Dependence and Independence.” *Russian History* vol.10, pt.2, 1983, p.166.
- (29) Michelle Lamarche Maryese. *A Women’s Kingdom. Noble Women and the Control of Property in Russia, 1700—1861.* Ithaca and London, 2002, ch. 4. これは本書の白眉とも言うべき主張で、その内容は第三章第三節で紹介する。

三 別産制の形成過程

1 女性と財産権

(1) 嫁資とその保護

① かつてビザンツから伝えられた教会法は、男児に対し婚姻適齢を一五歳、女兒の場合は一二歳とし、男女を問わず七歳にしてその婚約を認めていた。¹⁾ 現代人の眼で見れば、幼時に伴侶を決定し、婚約から婚儀に至るまで五〜八年の間を置くのは、余りに「長すぎた春」と映る。だがこの疑問は、往時のモスクワ・ロシアにおいて配偶者選択が持った意味を考えると氷解する。当時の婚姻は、家長が種々の配慮の下にアレンジをした家と家との結合であり、何にも増して財産的価値の移転行為に他ならなかった。そうである限り、当事者の婚姻意思は二の次となる。

それゆえに、嫁資の設定は婚姻が成立するための実質的な要件として、きわめて重要な意味を持った。一六世紀の成立と言われる『ドモストロイ』(家庭訓)は、家父の心得箇条として、娘の嫁資の準備を掲げる。「娘が誕生したときは、賢明なる人は娘に対し、家畜の中から取り分けておく。娘の名義で家畜を育て、亜麻布、タオル、スカーフやシャツから、毎年、長持ちに貯える。さらに服、装飾品、首飾り、聖物、錫製、木製、銅製の食器を貯えておく。²⁾」

同じ一六世紀に書かれた英国人G・フレッチャーの見聞録も、婚儀の終わりに司祭は新婦の父に向かって、決められた日に嫁資を完全かつ誠実に届けるように訓え諭した、と伝えている。³⁾ けれども嫁資は、親が娘に届けるのではない。婚姻が家と家との結び付きを固める行為である以上、生家が婚家に、娘の親が婿に対して贈るのであって、現存する嫁資目録はこういう嫁資の性格をきわめて明解に語っている。例えば、ネヴォーリンが言及する当時最古の嫁資目録(二五

四二は、故コンスタンチン・アフメトヴィチ・ソゴールスキー公の妻マリヤが、「わが婿ダニール・ヴァシーリエヴィチ公」に宛てた財産目録に他ならなかった。⁽⁴⁾しかるに一九世紀の嫁資目録は、嫁ぐ娘へ親が与える書面であった（前掲表2）。対照的な構成だが、こうした彼我の相違の中に中世の婚姻の特質が表われている。

嫁資の対象となつたのは、それでは如何なる財産だったか。『ドモストロイ』では動産のみが挙がっているが、実際に嫁資を構成したのは、そこに言うアイコンや宝石、貴金属、衣類や家具等、女性の身の回り品だけでなく、家屋敷、ホロップ、世襲地、さらには封地も対象となつた。ネヴォーリンの指摘では、封地の嫁資化は一七世紀、一六二八年に始まる。⁽⁵⁾但し会議法典（一六四九）の定めでは、後述する「封地＝維持分」прожиточное поместье を夫（新郎）が嫁資に受け取る場合は、婚儀に先立ち君主に願ひ出、事前に許可 *справка* を受けねばならない。⁽⁶⁾（第一六章第二〇条）。また世襲地に

関しては、一五六二年のウカースが、いわゆる「古来からの世襲地」старинные вотчины について、嫁資の設定、売却、交換を一切禁じた。⁽⁷⁾一族からの世襲地の流出を防ごうという、雷帝苦心の施策である。ただその実効性は疑わしい。

実際の嫁資構成では、不動産より動産、世襲地より封地という選好が顕著に見られた。未刊行の論策だが、一七世紀のそれに関するD・カイザーの調査では、嫁資に土地が含まれているもの三七%、土地を含まないもの六三%で、土地を嫁資とするときは封地が五六%、後述の購入世襲地が二五%である。⁽⁸⁾婚姻で女性は生家を離れるから、財産が婚家に流出する。従つて嫁資には動産を充つべきで、不動産とりわけ世襲地を嫁資とするのは相応しくない。もつとも封地が嫁資ならば、それはもともと仕官の代償に過ぎないから、この種の危惧は無用になる……。—— こういった父系社会の価値観を、右の数字は示している。

② ローマ法の伝統に従い、ビザンツ法は嫁資の管理権を夫に与えた。特に動産に関しては夫は自由にこれを処分してよく、ただ不動産の場合には、これを売却しあるいはこれに抵当権を設定するには、妻の同意を必要とする。嫁資から

得られた果実については、夫がこれを収益する。妻に留保されるのは、右の同意権を別とすれば、基本的には、夫が死亡し婚姻が解消した時に嫁資の返還を受けるといふ将来の期待権である。また逆に、夫ではなく妻の死亡で婚姻が解消した時も、嫁資はこれを設定した生家の側へと返される⁽⁹⁾。

嫁資に関するモスクワ・ロシアのルールもまた、これに近い。但し成文の規範はきわめて少なく、ほとんど全てが慣行に依つた⁽¹⁰⁾。

先ず夫の嫁資管理権に関しては、一七世紀の嫁資紛争が、言わば裏からこの存在を推認させる。以下に掲げる三つの事例で、その何れもが夫の管理権の濫用から嫁資の保護を図っている。

- (i) 一六七六年六月二〇日のウカーズ⁽¹¹⁾——妻が嫁資として持参した世襲地を夫が自己の名で売却し、その後、夫が死亡した。妻は買主にこの世襲地の返還を求め、ツァーリは訴えを認容した。
- (ii) 一六七九年二月二一日の貴族会議決議⁽¹²⁾——氏族世襲地を嫁資として嫁いだ寡婦および娘が、それぞれの夫から虐待を受け、夫の名でこの世襲地を売却または抵当に入れることを強要された。妻の親族からの訴えに対し、貴族会議は封地官署に本件の登録を行なわないう命令した⁽¹³⁾。
- (iii) 一六七九年七月一九日のウカーズ——(i)と同種の事件で、ツァーリは、夫は妻の世襲地を夫の名義で売却または抵当に入れてはならないこと、このような売買証書、抵当証書に基づいて封地官署は登録を行なつてはならないことを命じた。

夫は嫁資の処分権を有するが、それには妻の同意を必要とする。専断的な処分は認められない。——右の法理を要約すれば、このようになる。以上を承けて、その後、一六八〇年三月二九日の世襲地規則が、妻が持参した世襲地(嫁資)を売却し、または抵当に入れる際は売買証書、抵当証書に夫婦のまたは妻の署名がなくてはならない、と定めた⁽¹⁴⁾。

第二の、婚姻解消時における嫁資の返還義務については、草案のままに終わった「ツァーリ・フォードルのスヂェー

ブニク」、すなわち一五八九年のスヂェーブニクが、夫死亡のケースについて、新たに次の規定を置くことを予定していた。⁽¹⁵⁾
 「ある者が死に、子がなく妻が遺された時は、妻が嫁資を取り、合わせて年にニグリブナを受け取る」(第一九三条)。

妻が夫に先立った場合はどうなるか。傍論ながら、一六八一年の封地および世襲地に関する規則が、「聖使徒の定めに従えば、妻が死亡し子がない時は、婿の下にある嫁資は与えた者に引き渡すべし」と述べているので、⁽¹⁶⁾ これも生家に返ってくる。例外は封地で、それは今後も婚家に留まる。一六七六年の封地規則第一六条。「……君主命じ、貴族定めたり。ある者が娘のために嫁資に代え封地を婿に与えし時は、封地は返還に及ばず。婿の下に留まる可し」。⁽¹⁷⁾

モスクワ・ロシアの嫁資慣行は凡そ以上で、妻の権利を保護する形で一七世紀に曲がりなりにも嫁資法制が登場したのは、ウエイクハルトが注視したこの時代における妻の財産的地位の向上を示す指標として、目を止めておく必要があるかも知れない。ただ、そこに盛られた内容自体は大陸諸国の嫁資制と大きな差がなく、嫁資をも妻の固有財産と位置づけてこれに対する夫の管理を否定した民法集成とは、かなりの開きが存在している。⁽¹⁸⁾

(2) 相続と女性

① 民法集成は法定相続の原則について、「父または母が死亡した後の直近の相続権は、嫡出の男児に属する」とし(民第一二七条一項)、「嫡出の男児は、生存配偶者および女兒の指定分 *указная часть* を控除した後、相続財産を均等に分割する」と言う(民第一二八条一項)。女兒の指定分は不動産が相続財産の一四分の一、動産の場合が八分の一で(民第一三〇条)、寡婦の指定分は子の有無に関わりなく不動産七分の一、動産四分の一である(民第一四八条一項)。この寡婦の指定分には、嫁資および妻が婚姻前、婚姻後に取得した固有財産は算入しない(民第一五〇条)。

ここに摘記した相続原則のいくつかは、祖型を夙にルースカヤ・プラヴダに見ることができる。⁽²⁰⁾ 第一に、それも男系

相続に立つ。女兒は相続から排除され、相続権は男児がない場合に限って発生する。プラウダ拡大編纂(二世紀)に言う。「父が死亡し、未婚の」娘が家に残されたときは、「娘は父の」財産を取らない。だが「娘の」兄弟は、娘を力の限りで嫁がせる」(第九五条)。「貴族または従士団の「者が死亡した」場合は、財産は「スマルド(半自由民)の相続のケースと異なり」公に帰属しない。だが息子がいないときは、娘に取らせる」(第九一条)。

第二に、男児の間では特に遺言のない限り、諸子で均分相続する。「誰かが死亡し、家の子供たちに分けたならば、そのようにせよ。遺言のないまま死亡したときは、全ての子供に「分け与えよ」。死亡した本人に追善をせよ」(第九二条)。

第三に、寡婦は相続的利益に均霑しない。配偶者相続権は否定される。「妻が「寡婦として」夫の下に留まるときは、一定分 *partes* を与える。夫が妻に与えたものに対しては、妻はその主人である。だが妻は夫の財産には関わらない」(第九三条)。——ここに言う「一定分」は寡婦が「夫の下に留まるとき」、つまりは寡婦の限りで発生し、再婚で新たな扶養の手立てを見出したときは消滅する。⁽²¹⁾ すなわちそれは、遺妻の生活保障に充つべき財産であって、糊口を凌ぐ別の手段を見つかるまでの、寡婦の生活の「繋ぎ」である。ただ拡大編纂の文言からは、相続財産に占めるその割合は明らかでない。

相続を、嫁資と並んで女性にとつての財産取得の二大チャンスと位置づけるには、これは余りに儉しい内容である。原則として女兒に相続権はなく、民法集成が設けたような女兒に対する指定分控除制度も見当たらないから、後の時代と比べても娘の財産的地位は見劣りがある。確かに寡婦には「一定分」が用意されるが、これは繋ぎの手段であるため、用益的な性格のものとして推定され、しかも再婚により失われる……。何れにしてもそこからは、自己に固有の財産を持ち、取引の場でこれを自由に処分する女性／妻という、後代の経済人を思い浮かべるのは難しい。

寡婦の生活に配慮はするが遺産の相続は許さぬとするこの思想は、後のプスコフ裁判法(一四〜一五世紀)でも窺われる。⁽²²⁾

「ある女性の夫が遺言のないまま死亡して、土地または動産 *огнища или живог* が残されたならば、妻が再婚しない限りは終身養え。再婚したときは、この限りに非ず」、と(第八九条)。

② プスコフ裁判法に続く時代のモスクワ・ロシアの法史料には、相続に関する規定は乏しい。しかし相続慣行に、大きな変化はなかったものと推測される。例えば一四九七年のスヂェーブニクは、男系相続の原則に改めて触れ、「ある者が遺言を残さず死亡し、この者に息子がいないとき、全ての動産と土地は娘に〔行く〕」、とする⁽²³⁾ (第六〇条)。同種の規定は、一五五〇年のスヂェーブニク⁽²⁴⁾ (第九二条)、一五八九年のスヂェーブニク (第一九〇条) にも垣間見られる。

モスクワ時代における変化は相続原則それよりも、一五世紀の末に入って封地制、すなわち封地なる新たな財産形態が発生を見たことに求められる。それがこの時期の土地法を複雑にさせた。封地は一六世紀早々に本来の性格を曖昧にし、相続や処分(嫁資の設定や売却、抵当権の設定)が許されるなど、次第に世襲地に近くなるが、世襲地/封地の区分自体は一七世紀も残るため、「仕官の対価でツァーリから貸与を受けた土地」という封地観念そのものは、モスクワ・ロシアの時代を通じて失われない。しかも封地の世襲地化は、今度は逆に世襲地所有者に対しても封地の保持者と同様に軍役義務を課するといった、反対方向のベクトルを土地法の中に引き入れた。雷帝の一五五五/五六年度のウカースである⁽²⁵⁾。

その結果、世襲地の観念も多様化し、会議法典が編纂される一七世紀半ばには、本義に即した氏族世襲地 *родовые вотчины* (古来からの世襲地)、世襲地の封地化を反映した勤務世襲地 *высшугженные вотчины*、モスクワ時代の活発な土地取引の象徴である購入世襲地 *купленные вотчины* という、三つのタイプの世襲地区分が生まれるに至った。氏族世襲地は格別、後二者はすでに世襲地固有の範疇を外れている。

こういう土地法の複雑化は、単に意識や観念の中で、生々流転したのではない。王朝の断絶、動乱、そしてロマノフ朝の成立といった一六〜一七世紀の政治過程が土地法に与えた影響は大きく、一七世紀初頭になると勤務世襲地の拡大

が見られる。動乱期に貢献した者に、論功行賞という形で、封地の世襲地への切り替えを認められたためである。⁽²⁶⁾ 一六三二年の調査では、モスクワの世襲地所有形態は、氏族世襲地一四%、勤務世襲地四三%、購入世襲地三二%と言い、従来の封地の五分の一が勤務世襲地に変わったとされる。モスクワに、世襲地を持つ貴族(ドヴォリヤニン)が大挙生まれたことになろう。⁽²⁷⁾

土地という当時の主要な財産をめぐって、観念の上でも実態においても様々な形態が現れたことは、相続すべき財産が多様・多彩化したことを意味していた。当然ながら、これに伴う相続法の揺れは大きい。特に焦点となったのは、世襲地の移転とりわけ軍役の履行に不適切な女性や修道院への世襲地の流出に神経を失らせた歴代ツァーリ、中でもイヴァン雷帝の施策と、雷帝の死後に表面化したこれに対する揺れ戻しだった。「勤務する公」に「古来からの世襲地」の処分を禁じた、上述の一五六二年一月一日のウカーズは、当時の雷帝の腐心を代表する。⁽²⁸⁾

ここで、このとき相続法において生じた転変を逐一追うことは無論できない。⁽²⁹⁾ 紆曲の末に今後の方向が定まるのは一七世紀初頭のこと、本稿の主題からは、寡婦の相続に関する一六二七年二月三日の総主教フィラレット(フョードル・ロマノフ)のウカーズ、⁽³⁰⁾そして女兒に関する一六二八年五月三日のフィラレットとミハイル・ロマノフのウカーズ⁽³¹⁾が重要になる。先ず二七年のウカーズは、子のない寡婦に夫没後の嫁資の返還を約するとともに、動産についてその四分の一の配偶者相続権を肯定する。また世襲地に関しては、購入世襲地の場合を除き、寡婦の相続は認められない。すなわち氏族世襲地、勤務世襲地に対しては、寡婦に相続権はない。そして最後に、封地の中から寡婦に「維持分」*приокрок*を与える、とする。次に二八年のウカーズは、世襲地を男児均分相続とし、男児あるとき女兒は世襲地を相続せず、ただ「娘には父の死後、君主の指示に従って、封地の中から維持分を与えよ」と規定した。

二七年のウカーズが言う、動産に対する四分の一の相続権にはビザンツ法(エクロガ)の影響が窺われるが、女性と相

続という観点からはこれは大きなトピックではない。要諦は、再度古来の原則である男系相続を確認し、世襲地に対する寡婦や娘の権利を否定した上で、この人々の扶養のため封地から「維持分」を捻出するとした点である。この方式が次の時代へと受け継がれた。

③ 会議法典の相続条項は、これら二つのウカーズも含めた過去の相続法規の集成であった。依然空白部分が多いとはいえ、それは右の基調を肉付けした詳しい規定を設けている。

- (i) 女兒 —— (a) 男児がいるとき、女兒は世襲地を相続しない。男児がいない場合に限り、女兒は世襲地を相続する(第十七章第二条)。(b) 「娘には父の死後、「按分比率の」定めに従い、封地の中から維持分を与えよ」(同)。この封地||維持分は、娘が一五歳になるまで与えられる(第十六章第一条)。
- (ii) 寡婦 —— (a) 子のない寡婦は嫁資の返還を受け、夫の動産について四分の一を相続する(第十七章第一条)。(b) 寡婦は氏族世襲地、および勤務世襲地に対しては何らの権利も有さない(第十七章第一条)。しかし購入世襲地には相続権がある。「購入世襲地は夫の妻に。妻はこれには欲するがままに自由である。何人もそれに開わるべきではない」(第十七章第二条)。(B) 寡婦は封地から維持分を受ける。夫が封地も購入世襲地も遺さなかった場合は、勤務世襲地から維持分を受ける。これは寡婦の終身の権利で、この勤務世襲地||維持分について寡婦は売却、抵当権の設定、聖界への寄進、嫁資設定を行なうことはできない(第十六章第一条)。
- (iii) 維持分の按分 —— 娘や寡婦が封地から受け取る維持分の割合は、被相続人の死亡時の状況に依る。(a) 戦死したとき。寡婦は一〇〇分の二〇、女兒は一〇〇分の一〇(第十六章第三条)。(b) 戦病死のとき。寡婦は一〇〇分の一五、女兒は一〇〇分の七・五(第十六章第三条)。(B) 勤務ではなく、自宅で死亡したとき。寡婦は一〇〇分の一〇、女兒は一〇〇分の五(第十六章第三条)。

ここに言う維持分は、一六世紀末からノウゴロドなどで知られる制度で、優れて用益的な権利であると見なくてはならない。会議法典は維持分を遺妻や娘の活計の手段と位置づけており、兄弟の有無に関わりなく娘にこれを一五歳まで

表6 会議法典における女性の相続法上の地位

	兄弟のない女兒	寡 婦	兄弟のいる女兒
世襲地	◎	○	×
封地	△*	△	△*

- ◎：相続可。
- ：購入世襲地のみ可（氏族世襲地、勤務世襲地は不可）。
- △：維持分を取得。
- ×：相続不可。
- *：未婚の女兒で15歳まで。

与えるのも、まさにこうした理由に基づく。一五と言えばちょうど結婚適齢期で、この年齢に達したならば女兒には別の生活の資が得られるだろう、—— こう法典は読むのである。

表6はここに眺めた相続システムの通覧で、そこに二つの異なる相続の原理が働いているのが分かるであろう。第一は古来の男系相続原理であつて、かつて女性にルースカヤ・プラヴダが割り当てた慎ましやかな地位によつて代表される。世襲地に対する相続は、こういう原理に立脚する。第二は一六、一七世紀に端を発する。新しい原理で、これは封地に対する相続のルールが体现している。購入世襲地の場合を除き、あるいは男児のいないケースを除いて、世襲地は女性に閉ざされているが、封地については維持分の形で利用できる。ある研究者はこの点を捉えて、「世襲地の相続に関するルールは、限嗣相続の重要な特徴を備えており、男系相続人の利益を保護している。これに対して、封地の相続に関するルールは年金制度のプロトタイプを生み出しており、妻と卑属の利益を保護している」と総括した。

女性の財産上の地位の向上を見て取れるのは、まさにこの封地をめぐるルールである。女性が固有財産を持つことが、夫婦別産制が成り立つための論理的前提であるとすれば、封地を軸に胚胎した新しい原理はそこへと至る橋頭堡と考えられるものである。とは言うものの、維持分自体は利用のための権利であつて、フル・タイトルの所有権には程遠く、会議法典における女性はウイルモット姉妹が鑽仰した一八世紀の女性の姿とは隔たりがある。約言すれば、財産に対する女性の権利は近世に入つて拡大したが、後に民法集成に登場する女性や妻を垣間見るには、さらなる制度の展開が必要だった。その契機となつたのが、ピョートル

時代の相続法の改革とその混乱の收拾に当たった一連の一八世紀初頭の立法である。

- (1) Eve Levin, *Sex and Society in the World of the Orthodox Slavs, 900-1700*. Ithaca and London, 1989, p. 90, 97. 婚姻適齢はその後一八世紀に、男児一五歳、女児一三歳とされ（ПСЗ, собр. 1, т. 19, No. 14229, 1774 12/17）、民法集成では男児一八歳、女児一六歳となった（民 第三条一項）。カフカースの先住民については、男児一五歳、女児一三歳の特則がある（民 第三条二項）。
- (2) Дмострой. М., 1991, стр. 36.
- (3) Giles Fletcher. "Of the Russe Commonwealth." L. E. Berry, R. O. Crummey (eds.), *Rude and Barbarous Kingdom: Russia in the Accounts of Sixteenth-Century English Voyagers*. Madison, 1968, p. 231.
- (4) Акты юридические, или собрание форм старинного делопроизводства. СПб., 1838, No. 392. 娘ソロモーニダの婚姻に当たって、婿に三つの聖像、一〇人のホローブ、衣服や装身具の購入に当てる五〇ルーブル、それに亡き夫が遺した世襲地（村）を嫁資として贈る、としてゐる。
- (5) К. Неволин. История российских гражданских законов. Т. 1, 1851, СПб., стр. 114-117.
- (6) Текстовъは次を使用。Собрание уложение 1649 года. Д., 1987. 許可制度の起源は、一六四二年九月九日のウカーズ（Памятники русского права. Вып. 5, М., 1959, стр. 479; Законодательные акты русского государства второй половины XVI-первой половины XVII века. Текст. Д., 1986, No. 292）を参照。
- (7) Памятники русского права. Вып. 4, М., 1956, стр. 529-31; Законодательные акты русского государства второй половины XVI-первой половины XVII века. No. 36.
- (8) George G. Weichardt. "Legal Rights of Women in Russia, 1100-1750," *Slavic Review*, vol. 55, No. 1, 1996, p. 12. 不動産より動産をいう選択は、同時代の西欧諸国でも見られるべき。
- (9) Неволин. Указ. соч., т. 1, стр. 91-92.
- (10) 一六世紀の嫁資慣行については、Анн М. Клеймола, "In accordance with the canons of the Holy Apostles": Muscovite Dowries and Women's Property Rights," *Russian Review*, vol. 51, No. 1, 1992, pp. 205-14。クレイモーラは、妻の財産上の地位は一六世紀を頂点として一七世紀、特に総主教フィラレートの一六二七年一二月三日のウカーズを経て縮減する、との見解

- に立しが (*ibid.*, pp.205, 221) 筆者はこの主張には与しない。
- (11) ПСЗ, собр.1, т.2, No.650, 1676 6/20.
- (12) ПСЗ, собр.1, т.2, No.751, 1679 2/21. 一六世紀に封地の世襲地化が進展するとともに、世襲地の形態も多様化して、氏族世襲地 *родовые вотчины*、勤務世襲地 *выслуженные вотчины*、購入世襲地 *купленные вотчины* といった下位概念が登場してくる。このうち氏族世襲地は、本義における世襲地である。これについては「一族の財産」という観念があるため、本件のようにそれが一族から流出する惧れがあるときは、親族から返還の訴えが提起される。
- (13) ПСЗ, собр.1, т.2, No.762, 1679 7/19.
- (14) ПСЗ, собр.1, т.2, No.814, 1680 3/29. Ответ на доклад 7. これは一六八〇年三月一二日の貴族会議決議 (ПСЗ, собр.1, т.2, No.803, 1680 3/12) を再録したものである。
- (15) テキストは次を使用。Судебник 1589 г. Пространная редакция // Памятники русского права, вып.4.
- (16) ПСЗ, собр.1, т.2, No.860, 1681 1/28. Доклад 1.
- (17) ПСЗ, собр.1, т.2, No.633, 1676 3/10. この原則は、その翌年にも確認された (ПСЗ, собр.1, т.2, No.700, 1677 8/10. Отд.1, ст.20)。例外は金銭や衣服の代替として封地を嫁資に充てた場合で、妻が死亡し、子がいない時は、生家に対して嫁資相当額の四分の三を返還する (ПСЗ, собр.1, т.2, No.860, 1681 1/28. Ответ на доклад 1)。
- (18) この点では、チェルニーゴフ、ポルタヴァ両県における地方方法が、大陸諸国の嫁資制に近い。第二章第一節注4を参照。
- (19) 兄弟、すなわち被相続人に男児がいる場合である (民 第一二〇条)。男児またはこれに代襲すべき者がいないときは、相続財産は女児が均等に分割する (民 第一二二条)。
- (20) テキストは次を使用。Русская правда. Пространная редакция // Российское законодательство X-XX веков. Т.1, М., 1984.
- (21) 未婚の女児の相続権を否定して、代わって男児 (兄弟) に「力の限り嫁がせる」義務、すなわち嫁資の設定義務を課したのと (第九五条)、これは同一の論理である。「一定分」の目的が寡婦の扶養にあるとすれば、兄弟が負った嫁資設定は未婚者に扶養者 (Ⅱ夫) を手配するための要件を整備することに他ならない。
- (22) テキストは次を使用。Псковская судная грамота // Российское законодательство X-XX веков, т.1. 遺言の様式を定めるなど (第十四条)、プスコフ裁判法はルースカヤ・ブラヴァダ拡大編纂より遙かに進んだ相続制度を持つていた。
- (23) テキストは次を使用。Судебник 1497 г. // Российское законодательство X-XX веков. Т.2, М., 1985.

- (24) テキストは次を使用。Судебник 1550 г. // Российское законодательство X—XX веков, т.2.
- (25) 有名なウカーズではあるが、原文は失われ、年代記の記述によつてその内容を知るのみである。該当の部分は、近年、注6に掲げた史料集に収録された。Законодательные акты русского государства второй половины XVI-первой половины XVII века. No.11.
- (26) 一六一〇、一六一八、一六一八／一九年のウカーズが、勤務世襲地への封地の切り替えを認めている。 Там же, No. 64, 84, 86.
- (27) Kleimola, *op. cit.*, p.217.
- (28) 注7を参照。それは世襲地を嫁資とするのを禁じただけでなく、娘が世襲地を遺言相続することを禁止していた。
- (29) 以下は George Vernadsky. "Studies in the History of Moscovian Private Law of the 16th and the 17th Centuries. Inheritance. The Case of the Childless Wife." *Studi in Memoria di Aldo Albertoni*, tome 3, 1938, pp.444-49. 以下 Weickhardt, "Legal Rights of Women in Russia, 1100-1750," pp.10-12 が簡潔に整理している。
- (30) Памятники русского права, вып.5, стр.453-60; Законодательные акты русского государства второй половины XVI-первой половины XVII века. No.161.
- (31) Памятники русского права, вып.5, стр.464-65; Законодательные акты русского государства второй половины XVI-первой половины XVII века. No.180.
- (32) Kleimola, *op. cit.*, pp.215-16.
- (33) Brenda Meehan-Waters. *Autocracy and Aristocracy. The Russian Service Elite of 1730*. New Brunswick, New Jersey, 1982, p.118.

2 財産法の一八世紀

(1) 一子相続制の波紋

① 維持分という形とはいえ、封地へのアクセスを女性に認めた際に障害となるのは、封地は仕官の対価という封地制度のレゾン・デートルである。女性は軍役に適さないから、厳格に解釈するならば、維持分制度は封地制には自家撞着という他ない。

確かに会議法典は、「老齢・廃疾・疾病」のゆえに勤務が叶わぬ者について、代人（欠格者の子、兄弟、甥、孫、さらにはその他の徴集者 *датовые люди*）の提供、または金銭の納付を以てその代替を許しているから（第七章第一七条）、この条文を援用すれば仕官の義務と維持分制度を架橋するのは、可能かも知れない。事実、右の条項は、末尾において、「封地、世襲地、維持分に応じて *смотря по их поместьям и вотчинам по прожитком*」金銭額や徴集者が決定となる旨、定めている。とはいえ、女性を「老齢・廃疾・疾病」という要件に含めることは、やはり拡大解釈であろう。

ピョートル改革は、封地の論理を無にすることで、こういう維持分制度の枷を取り外したと見ることができる。一七〇〇年五月、ピョートルは歩兵二七連隊、騎兵二連隊から編成される新しい軍隊を創設した。それは約三、五〇〇の士官を必要としたが、主に貴族の中から徴募され教練されて任に就いた。この新しい軍隊は、事あるたびに費用自弁で武装をし、馬と従者を率いて参戦した封地制下の騎兵軍とは編成原理を抜本的に異にした常備軍である。そのことは封地制度の存在理由が失われたことを意味しており、それが今度は封地と世襲地という二元的土地法の再編を促すことになった。

土地法における新しい波を象徴するのは、「不動産」 *Недвижимые вещи* 概念の登場である。この表現が法令で最初

に現れるのは一七二二年一月三日のウカーズだが、均分相続を否定した有名な一子相続のウカーズ（一七二四）が、これに定義を与えている。⁽²⁾ 不動産とはそれによれば、「氏族世襲地、勤務世襲地、購入世襲地および封地、ならびに家屋敷および店舗」を言う（第一条）。三種の世襲地そして封地の区分はこうして捨てられ、封地制度は名実ともに消えたのである。土地に代わって貨幣を勤務の対価に当てる俸給制度の導入が、同じピョートル期であることを想起されたい。⁽³⁾

② 新制度を企画したピョートルには凡そ想外のことだったが、女性の財産権のあり方に大きな変更をもたしたのは、この一子相続のウカーズであった。嫁資と相続という二つの制度を、このウカーズが再編成したためである。この観点から、最初に右のウカーズを整理しよう。

- (i) 遺言のない法定相続では、不動産は長子（長男）により、動産については均分に男児と女児で相続される。女児のみのときも、不動産は長子（長女）が、動産は諸子で均分に相続する（第二条）。
- (ii) 遺言相続では、不動産は男児の一人が相続する。それ以外の子は男女を問わず、動産を相続する（第二条）。男児なきときは、不動産は女児の一人が、また動産はそれ以外の子が相続する（同）。
- (iii) 子がいないときは、寡婦が夫の不動産を相続する。寡婦の死亡または剃髮後に、この不動産は夫の一族へと返還される。同様に、寡婦が再婚したときも、前夫の不動産はその一族に返還される（第九条）。
- (iv) 父が再婚し、母を異にする複数の子がいるようなケース。遺言で父が一人の相続人を定めるとき、「父の意思は父の不動産のみに「及ぶ」。嫁資として母が持参した不動産は、この母の子が相続する（先妻の嫁資は先妻の子が、後妻の嫁資は後妻の子が相続する）。但し今後は、不動産を嫁資とすることは禁じられる（第八条）。

このうち第九条の寡婦の相続分（iii）に関しては、ウカーズが沈黙していた「子のある寡婦」の場合も含めて、一七二六年のウカーズで改正されて、夫の不動産・動産の四分の一と改められた。⁽⁴⁾ 「動産」にのみ、それも「子のない寡婦」の場合に限って、四分の一の権利が生まれた会議法典との大きな差である。残る四分の三の不動産は、子があるときは

長子によって、子が不在場合は直近の親族中の一人によって相続され、また四分の三の動産は、不動産を相続しないその他の共同相続人が均分にこれを相続した。もつとも寡婦はこうして相続した不動産を、自由に処分することはできない。法形式の上からも、このウカーズは寡婦の自由な処分を禁じた第九条(Ⅲ)の補足だからで、寡婦の死亡、剃髪、または再婚とともに、それは夫の一族に返還となる。

一七一四年のウカーズは均分相続の放棄というその一点で、これまで注目される嫌いがあった。⁽⁸⁾だが本稿の関心からは、二元的土地法を揚棄した封地と世襲地の合一によって、このウカーズが女性に対して「不動産」への、すなわちかつての封地だけでなく世襲地についても、相続の機会を開いた点が何よりも先ず重要である。それまでは購入世襲地の相続のみが許されていた寡婦であったが、この措置により以前の氏族世襲地や勤務世襲地を相続することが可能となった。⁽⁹⁾しかも一七一六年の補足によって、それは動産並みの四分の一の権利である。とは言うものの、寡婦の権利は相続分の自由な処分を許さない、旧来型の利用のための権利であったが。

小括すれば、一子相続のウカーズは、維持分制度が開拓した女性の財産取得の機会を、僅かながらも先に推し進めたのである。無論、男系優位の原則(i、ii)にせよ、相続分の処分禁止の原則(Ⅲ)にせよ、そこに流れる相続思想は未だ古く、この点でウカーズにはなお過渡的・中間的な色彩も強い。だがピョートル死後の一子相続制の見直しは、過去の原理にさらなるメスを入れるであろう。

③ ピョートルの他の諸施策とは異なつて、一子相続の試みは定着を見ることがなしに遂に終わった。長く均分相続に慣れ親しんだ人々にそれは確かに異質であったが、反撥は単にこういう抽象的な違和感に由るのではない。

出産が母体における生命の危険と常に密接だった当時であつて、総じて家族構成は複雑であつた。貴族の家庭で夫が再婚している例は稀ではなく、⁽¹⁰⁾その場合、夫妻間には概してかなりの年齢差がある。この結果、前妻の子と後妻とがほ

ば同世代ということも珍しくない。こういう家庭で、寡婦の権利を拡大し、四分の一の不動産を寡婦が相続することが持つ意味を想像されたい。確かに、寡婦が相続した不動産はその死後、夫の一族に返還されるが、前妻の子が後妻と同じ世代に属するときに、右の規定は子にとっては半ば空文に近いであろう。しかも一八世紀の初頭では、未だ配偶者選択は愛情以外の種々の思惑と密接だったので、寡婦の相続に端を発する家庭の財産紛争は妻の実方をも巻き込む形で紛糾し、長期化するのが常であった。⁽¹¹⁾

遺産にまつわる紛争の増加は一子相続の帰結とされ、特に怨嗟的であった。制度の見直しを要請したセナートの一七三〇年の意見書は、その理由として最初に家庭の内訌の昂進を挙げる。それは「兄弟間での憎悪と諍いを呼び起こし、当事者全てに損失と零落とを与えている。憎悪や悪意は永久に続き、血を分けた兄弟、親族のみならず、父をも死へと至らしめるケースが見られぬわけではない」と。⁽¹²⁾

これに続けて意見書は、「村を嫁資に与える代わりに、村を売らなくてはならない」と述べて、一子相続のウカーズが嫁資を動産に限ったことにも不満を示した。不動産への嫁資設定を禁じたのは、所領の流出と細分化とを防ぐ趣旨で、均分相続を否定したのと同じ狙いに立つものだったが、嫁資とすべきキャッシュを用意できないときは、結局買い手の言い値であっても、領地を売る他ないと言うのである。⁽¹³⁾——寡婦の相続分にしろ、嫁資の客体の問題にしろ、不満を呼んだ問題群は、一七一四年のウカーズが女性の財産権のあり方に如何に大きく影響したかを物語っている。

一子相続の実験は、一七二五年にさらに補足のウカーズが出されてその延命が図られたものの、結局三一年になって断念された。この年、三月一七日のアンナ女帝のウカーズである。⁽¹⁴⁾それは「父および母は、會議法典に従って全ての子供（「男児」）に等しく分けよ。同じく娘に対しては、旧制に依り嫁資を与えよ（前文）と、均分相続への復帰を宣言する。けれどもそれが与えた相続法は、會議法典そのままではない。第一に、世襲地／封地の区分の廃止はここでも維持

され、両者は合わせて「所領」*вотчина* という名で呼ばれている(前文)。そして第二に、ルースカヤ・プラヴダ以来の男系優位の原則が緩和され、このとき初めて、女兒は男兒(兄弟)がいる場合でも不動産への権利を得た。一七一四年との差であつて、ウカーズの定める寡婦や娘の財産権は凡そ次のようであつた。

- (a) 無遺言相続における寡婦の相続分は、「それが以前はどのような名称であつたかには関わりなく」不動産については一〇〇分の一
 五、また動産については會議法典の定めに従う⁽¹⁶⁾。「すなわち四分の一」。嫁資は寡婦へと返還される(第一条)。
 (b) 兄弟がいるとき、無遺言相続での女兒の相続分は、不動産・動産ともに寡婦の二分の一(第一条)。すなわち不動産につき一〇〇分の七・五、動産について八分の一。
 (B) 女兒が手にする嫁資については従前の例に依り、不動産を嫁資とすることを妨げない⁽¹⁷⁾(前文)。

寡婦や娘が受け取る相続分は、會議法典の「維持分」*прожиток* ではなく、「指定分」*указаная часть* と命名された(第三条)。その規模は、特に寡婦の不動産への権利に関して、一七一六年の四分の一から會議法典の水準にまで縮減され、そこに様々な家庭の不和を和らげようとの女帝政府の努力が見られる。代償は、寡婦に対してこの指定分の自由な処分を認めたことである。ウカーズは寡婦が指定分を「永久に保持する」*в вечное владение* と定めるもの(第一条)、一七一六年の補足とは異なり、寡婦が指定分を売却し、あるいは抵当に入れるのを妨げない(第四条)。

これは大きな変更であつた。「維持分」から「指定分」への転換は、単なる字句の差し替えではない。それは、中世来の寡婦の生活維持の利用権から、フル・タイトルの所有権への相続権の移行を意味する。一子相続制度の導入は、かつての名称とは関わりなく、今や「不動産」と総称された土地財産を女性が手にする機会を作り出したが、その廃止は一七一四年のウカーズが引き摺っていた利用権的相続観を見直すことで、寡婦の財産処分権を広げたのである。

(2) 既婚女性と嫁資

一子相続のウカーズに因り誘発された種々の財産紛争の中で、嫁資紛争は中心的な位置を占めた。争点は、一七一四年の改革でも、これを否定した三一年の反改革でも、ともに正面切つて問われなかつた既婚の女兒の権利にある。嫁資を得て結婚した娘に相続権、すなわち指定分への権利はないのか。争われたのはこの点だが、それは一七三二年のウカーズ以後も熄むことなく、繰り返し一八世紀を通じて噴出した。

土地台帳を管理した所領参議会（旧封地官署）のアーカイヴには、こういう嫁資紛争の記録が多数存在する。代表的な紛争事例は、甥・姪に対して伯叔母が指定分の引渡しを求めて出訴に至るケースである。父が死亡し、遺産が男児の間で分割され、既婚の女兒（伯叔母）は嫁資を得たのでこれに加わらなかつたが、相続人（男児）が死去したので、その子（甥・姪）に対し改めて相続分を請求する（被告は、原告はすでに「充分な嫁資」を得ていると抗弁する）、——これが典型的なパターンである。⁽²¹⁾

先述の、一子相続制度の維持を図つて一七二五年に出されたウカーズは、嫁資の設定を相続分の前渡しと見る、すなわち嫁資の受領と相続をゼロ・サム的な関係に置く見解を採つていた。父が死亡し、既婚と未婚の女兒が遺されたとき、不動産は未婚の女兒から最年長の者が、動産は残る未婚の女兒たちで相続する。既婚女性は父の存命中にすでに嫁資を得ているので、一切相続に与らない。⁽²²⁾

右の立場に立つ限り、原告（伯叔母）の主張に根拠はない。しかし一七一四年のウカーズが嫁資を動産に限つたこと、一七二五年のウカーズを挟んで、これが一七三二年に廃されたことが、問題を複雑なものとした。一子相続が行なわれていた一七一四〜三一年に嫁資を取得した者は、不動産を手に行かないため、その後結婚した者よりも不利な扱いを蒙っているからである。しかも相続分の前渡しと言つたところで、提供される嫁資の規模には指定分ほど明解な数値基

準があるわけではない。婚家や生家の家格に基づく「相場」はあつても、それはあくまで与える側の主観的な判断に基づく。対照的に指定分は、今や兄弟の有無とは関わりなしに認められ、フル・タイトルの権利として内容を充実させている。なればこそ、指定分から締め出しを受けた者たちの不満は小さくないだろう。詰まるころは、一子相続の企図に発する諸施策が招いた既婚女性の不公平感、——これが一七三二年以後も、嫁資紛争が頻発した背景にあつた。⁽²⁷⁾

この問題での所領参議会、およびその上訴審であるセナートの判断には興味深い展開が見られる。初期判例は言うなれば相続権喪失説で、押し並べて伯叔母の主張は斥けられ、既婚女性は嫁資を受領したことで指定分への権利を喪失した、と判示する。⁽²⁴⁾しかし一七七〇年代に入って、新しい立場が登場した。

(i) 一七七〇年一月二五日セナート判決⁽²⁵⁾——伯叔母アンナ・ソーモヴァと、甥チモフェイ・コルイチエフの争い。アンナは一七二七年、ソーモフ家に嫁いだが、三一年になつて一子相続のウカーズが廃止され、その後、父が死亡したため、指定分の引渡しを求めて出訴した。セナートは、指定分から嫁資相当分を差し引いた上で、「アンナに属すべき部分に比例して」*столько, сколько по пропорции той следуюшей ей Анне части принадлежать будет*、財産を引き渡すよう命じた。

(ii) 一七七二年一月三〇日セナート判決——一七六四年、イヴァン・コープチェフがダリーヤ・ラヴロヴァから不動産を購入したところ、ダリーヤは無権利者ではないかとして争いが生じた。一七二二年、ダリーヤは結婚に当たつて嫁資に二人の僕婢を受け取つたが、父の不動産は一七三六年に男児アレクサンドルが相続したからである。所領参議会は、不動産指定分への権利をダリーヤに対して認めなかつた。セナートはこれを覆し、指定分への権利を認めてコープチェフへの売却を有効であると判示した。

これは差額権利説である。七〇年判決が言うように、嫁資が指定分に充たないときは、既婚女性はそれとの差額を請求できる。かつてのように、嫁資を得ていると言うだけで一律に指定分への権利が否定されることはない。とはいへ、嫁資の設定と相続をゼロ・サム関係と捉えることに変わりはないので、提供された嫁資がすでに充分大きなものと考えられる場合には、既婚の女性の相続権（指定分請求権）は認められない。⁽²⁷⁾

この点を乗り越えたのが、一八世紀末に登場した嫁資目録記載説である。売買証書、抵当証書、遺言等の権利関係に関わる文書は、一八世紀に入って作成手続の整備が進み、嫁資目録もまたその例に洩れなかったが、この説は、目録に明示的に相続の放棄がうたわれていない限り、既婚女性は指定分への権利を失わないと主張する。⁽²⁹⁾ 嫁資の設定と相続は両者それぞれ別個の制度で牽連性はないと唱える見解で、過去の嫁資観を断ち切る主張に他ならない。前章で簡単に見たように、これが民法集成の採るところとなった。⁽³⁰⁾ (民 第一〇〇二条、第一〇〇三条)。

嫁資目録の問題では、一七〇二年四月三日のウカーズによるピョートルの婚姻法改革も重要である。⁽³¹⁾ それは婚約から婚儀までの期間を六週間と定めるとともに、嫁資目録に婚儀が不調に終わったときの違約金を記載することを禁止した。この措置は、婚姻を生家と婚家の縁戚関係の構築ではなく当事者の意思に基づく結合と見た、ピョートルの婚姻観の具体化である。確かに彼の理念が定着するのは先のことだったが、その後、一八世紀半ばになって、新しい理念を受けて嫁資目録の様式にも変化が生まれた。かつてモスクワ・ロシアでは、嫁資目録は父(または嫁資設定者)から婿への書面であった。然るにそれが、父と娘の書面へと目録の書式が変わっていく。婿は当事者の地位から脱落し、前章ですで見たとような(表2)、嫁ぐ娘に父が与える嫁資目録が生まれてくる。この新しい形式が現れるのが、この時期である。⁽³²⁾

嫁資目録の様式がこうして変わり始めたことは、嫁ぐ女性の嫁資に対する所有意識を強めることになったであろう。嫁資が不動産であるときに必要となる土地台帳への登録について、やはり一八世紀中頃から、夫名義の登録——かつて「封地Ⅱ維持分」を嫁資としたとき、夫名義で登録していたことの名残である——に代わって、妻名義での登録が増えてくる。このことは、妻が夫から独立した嫁資の所有者であることの自覚を示すと考えられる。⁽³³⁾

かくて一八世紀後半には、嫁資の制度も相続と並んで、女性の財産取得のための重要な機会となるに至った。⁽³⁴⁾ 女性が固有財産を持つ、確たる基盤が生まれたのである。

- (1) ПСЗ, собр. 1, т. 4, No. 2471, 1712 U/23. これは「一族最後の男性」 последний в роду が、生前にまたは遺言で、一族以外の者に対して不動産を処分（売却または抵当権の設定）するのを禁じたウカーズである。このため一八世紀の土地取引文書（売買証書、抵当証書）には、「最後の一族に非ず」という一節を挿入するのが常であった。Lee A. Farrow, *Between Clan and Crown. The Struggle to Define Noble Property Rights in Imperial Russia*, Newark, 2004, pp. 71-72.
- (2) ПСЗ, собр. 1, т. 5, No. 2789, 1714 3/23. 第一条は「これらの不動産の売却や抵当権の設定を禁じ、一族の手に残されなければならない」とす。
- (3) А.Романович-Славягинский. Дворянство в России от начала XVII века до отмены крепостного права. СПб., 1870, стр. 152-53.
- (4) Уカーズは、「このため父または母は予め遺言を作成し、動産の分割方法を指示しておかねばならない」（第五条）と、遺言相続を奨励していた。
- (5) ПСЗ, собр. 1, т. 5, No. 3013, 1716 4/15. 他に妻は、夫の負った債務についても、その四分の一を相続する。
- (6) 鰥夫も同様に、妻の不動産・動産の四分の一、妻の債務の四分の一を相続する。
- (7) 子のない寡婦は取得した四分の一の財産を「永久に保持する」 в вечное владение とウカーズが言うのは、このような意味で解さなくてはならない。Farrow, *op. cit.*, p. 222, n. 43.
- (8) ファローは「このような研究の偏りを批判して」 Lee A. Farrow, "Peter the Great's Law of Single Inheritance: State Imperatives and Noble Resistance," *Russian Review*, vol. 55, 1996, No. 2, p. 431.
- (9) 維持分として受け取る封地の一部と、動産の四分の一、そして購入世襲地が、会議法典が寡婦に認めた権利である（表6）。
- (10) シーハン＝ウォーターズは、一七三〇年の時点で、将官の四分の一は再婚、またはそれ以上の多回婚だったと言う。
Meehan Waters, *op. cit.*, p. 120.
- (11) シーハン＝ウォーターズが紹介している、寡婦の相続分をめぐる展開されたカンテミール家の財産紛争を参照されたい。当主が一七二三年に死亡したとき、後妻のナスターシャ（トルベツコイ家出身）は二三歳、先妻の三人の息子はそれぞれ一九歳、一七歳、一六歳であった。所領は一七二九年に次男が相続したが、その妻はゴリーツイン家の出身である。このため一家の争いは、トルベツコイ、ゴリーツインというアンナ女帝時代の二大名家の政争という性格を帯びつつ展開した。 *Ibid.*, pp. 120-

- 21.
- (12) ПСЗ, собр. 1, т. 8, No. 5653, 1730 12/9.
- (13) この時代には土地は依然として富の基本形態であり、キヤッシュは利便性を欠いていたことに注意しなければならない。ピョートルが封地の支給に代えて俸給制を導入したとき、不動産の相続に与れなかった者が不満を募らせた所以である。 Cf. Meehan-Waters, *op. cit.*, p. 119.
- (14) ПСЗ, собр. 1, т. 7, No. 4722, 1725 5/28. このウカーズは「既婚の女兒」の相続権について、きわめて興味深い補足を行なっている。父が死亡し、既婚と未婚の娘たちが残されたとき、不動産は未婚の女兒から最年長の者が、動産は残る未婚の女兒たちが、相続する。既婚の女兒は「父の存命中に嫁資を受領している」ので、動産・不動産の別を問わず、一切相続に与らない（Пункт 2, Доклад 3; Резол. 3）。嫁資を受領を相続分の前渡しと見るからで、それゆえ既婚の女兒に相続権は発生しない。
- (15) ПСЗ, собр. 1, т. 8, No. 5717, 1731 3/17. 相続制度の抜本的な見直しは、一七三〇年の帝位継承危機に端を發して急展開した。ここから制度の廃止に至るまでの経緯について、簡単には、Farrow, *Between Clan and Crown*, pp. 87-90。
- (16) 嫁夫も同様に、妻の不動産の一〇〇分の一五、動産の四分の一を相続する（第一条）。
- (17) この点は、その後、一七三二年一月一七日のウカーズによって、制約が課された。旧氏族世襲地を嫁資に充てるのを禁じたのである。 ПСЗ, собр. 1, т. 8, No. 5880, 1731 11/17.
- (18) 民法集成では、「指定された取り分」 указанная доля という表現も用いられている（民 第一一四八条二項）。
- (19) 民法集成では、「寡婦の「一〇〇分の一五 со 100 по пятинадцати четвертей」の不動産指定分は、「七分の一 седьмая часть」に改められた（民 第一一四八条一項）。男児がいるときの女兒の不動産指定分は寡婦の二分の一なので、「一〇〇分の七・五」から「一四分の一」となる（民 第一一三〇条。動産については、寡婦が四分の一、女兒が八分の一で、これは一七三二年から変更はない（民 第一一三〇条、第一一四八条一項）。
- (20) 注7を参照。民法集成は、寡婦が指定分を自由に処分できることを明言している（民 第一一四八条二項）。
- (21) これについては、マレーズやフアローの簡にして要を得た分析を参照された。Michelle Lamarche Marrese, *A Women's Kingdom. Noble Women and the Control of Property in Russia, 1700-1861*. Ithaca and London, 2002, pp. 32-39; Farrow, *Between Clan and Crown*, pp. 134-38.
- (22) ПСЗ, собр. 1, т. 7, No. 4722, 1725 5/28. Пункт 2, Доклад 3, Резол. 3.

- (23) ロシア古法には、ルースカヤ・ブラヴダ拡大編纂のように、嫁資の設定義務を定めたものはあるけれども、女兒が受け取る嫁資の規模を明示的に示した法史料は存在しない。一七一四年のウカーズも、これを否定した一七三一年のウカーズも、さらに三年のウカーズが頼った会議法典——ルースカヤ・ブラヴダと異なり、嫁資の設定義務を定めた条項自体がそこにはない——も、何れもこの点は沈黙している。数値で明示されている指定分との大きな差で、明確な裏付けを欠くだけに、「嫁資の不足」を理由に挙げて、既婚女性が追加の給付を求めることは容易ではなかった。相続(指定分)から排除された人々が、不満を募らせた所以である。注27を参照。
- (24) 典型的なケースは、一七三一年に、所領参議会がシャコーフスキー公の娘アヴドーチャの請求を斥けた事案である。参議会は、「嫁資を受け取り、結婚したということによって、アヴドーチャは不動産の相続分を放棄したのである」と判示した。Marrèse, *op. cit.*, p.36.
- (25) ПСЗ, собр.1, т.19, No.13520, 1770 10/25. 事実関係はより複雑だが、ここでは整理して紹介している。
- (26) ПСЗ, собр.1, т.19, No.13750, 1772 1/30.
- (27) 一七八九年五月一九日のセナート判決がその例である。アヴドーチャ・ヴオドボリスカヤが、自分は動産のみで僅かな嫁資しか受け取っていないと不動産指定分の引渡しを求めたのに対し、セナートはこれを棄却して、「会議法典以来、今日の法律まで、嫁ぐ娘に父が如何なる規模の嫁資を与えるべきかは規定がない」「嫁資の供与は両親の意思と女兒が嫁ぐ相手の同意に依る」と判示した。婚姻に当たってアヴドーチャが、父から二、三七八ルーブル相当の嫁資と、村落の購入資金として他に二、〇〇〇ルーブルを受け取っていたことが考慮されたのである。ПСЗ, собр.1, т.23, No.16769, 1789 5/19.
- (28) これについては、Неволин, Указ. соч., т.1, стр.126—27 を参照。嫁資目録の作成手続はその後一九世紀になって略式化され、動産を嫁資とする場合は、民事院への届出を要件として、自筆の目録も認められるようになる(民 第一〇〇六条)。
- (29) 一八一四年四月二七日のセナート判決は、やはり伯叔母の指定分引渡し請求だが、「長女アンナに嫁資目録が交付されたが、そこに、この女兒が父のその他の財産について「相続を」放棄する旨の記載がない」と述べて、アンナへの指定分の引渡しを命じた(ПСЗ, собр.1, т.32, No.25776, 1814 4/27)。なお、嫁資目録記載説に立つ他の判例として、Marrèse, *op. cit.*, p.38; Farrow, *Between Clan and Crown*, p.138 を参照。
- (30) 第二章第一節注5を参照。
- (31) ПСЗ, собр.1, т.4, No.1907, 1702 4/3.

(32) *Marrese, op. cit., pp.60-61.* 嫁資目録は父と娘との契約という様相を強め、そこに娘が自ら署名する(またはその代理人が署名する)ことも多くなった。

(33) これについては、*ibid., pp.54-56.*

(34) これは法制上の可能性である。次節において見るように(表10)、女性の土地取得原因としては、嫁資の受領より相続の方がはるかに多い。

3 妻の財産処分権

① 一七一四年のウカーズに発する相続法の転変は、均分相続の是正を目指した²⁾ピョートルの意図とは離れたところで、財産法に重大な変革をもたらした。一八世紀半ばまでに、相続と嫁資の双方において貴族女性の資産形成の機会が拡がり、その結果、財産を持つ女性が浮かび上がってきたからである。前節で見たのは、このことであった。

この点を、制度ではなく実態の面から最初に確認しておきたい。これについては既述のとおり、近世の土地台帳からマレースが拾った財産権の各種処分行為(土地の売買、賃貸借、土地抵当、農奴の売却等)¹⁾の調査がある。記録の総数は凡そ八、〇〇〇、対象とする時期は一七〇〇〜一八六〇年、調査した地域は非黒土地帯からヴラジミール県ヴラジミール郡、トヴェーリ県カシン郡、黒土地帯からタムボフ県タムボフ郡、クルスク県クルスク郡、そしてモスクワの司法参議会(全国対象)の台帳である。このうちヴラジミール郡では私有地の凡そ三三%が女性によって(一七七五)、またカシン郡では約四二%が女性によって(一七七六)、所有されていたことが分かっている。²⁾

表7は土地の売却に関するデータで、右の八、〇〇〇件の史料の中から、女性が売主として関与したものを抽出して

表7 貴族身分の女性による土地の売却 (1715-1860)* [単位：%]

年	ヴラジーミル		カシン		タムボフ		クールスク		モスクワ		全地域	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
1715-20	5	5	25	3	21	9	11	2	18	0	17	3
	(20)		(93)		(43)		(102)		(136)		(394)	
1750-55	45	3	37	2	31	3	30	1	34	1	34	1
	(31)		(57)		(80)		(98)		(401)		(667)	
1775-80	45	0	55	0	28	1	40	3	34	3	36	2
	(69)		(80)		(202)		(78)		(436)		(865)	
1805-10	35	3	38	0	33	0	-	-	41	3	36	2
	(195)		(37)		(120)		-		(137)		(489)	
1855-60	45	2	50	0	41	3	45	2	47	2	46	2
	(137)		(127)		(217)		(186)		(467)		(1134)	
通年**	39	2	42	1	33	2	33	2	37	2	37	2
	(452)		(394)		(662)		(464)		(1577)		(3549)	

* : 全売却件数に占める女性の取引の比率 (カッコ内は全売却件数)。

** : 1715-1860。

A : 女性単独で売却。

B : 男性親族とともに売却。

典拠 : Michelle Lamarche Marrese. *A Women's Kingdom. Noble Women and the Control of Property in Russia, 1700-1861*. Ithaca and London, 2002, p.107, table 4.1.

表8 貴族身分の女性による農奴の売却 (1715-1810)* [単位：%]

年	ヴラジーミル		カシン		タムボフ		全地域	
	A	B	A	B	A	B	A	B
1715-20	18	0	-	-	13	6	14	5
	(11)		(-)		(31)		(42)	
1750-55	33	5	55	5	43	2	43	2
	(43)		(44)		(63)		(150)	
1775-80	21	0	43	0	37	0	35	0
	(80)		(100)		(301)		(481)	
1805-10	44	1	36	0	38	3	40	1
	(174)		(148)		(58)		(380)	
通年**	36	1	41	0	36	1	37	1
	(308)		(292)		(453)		(1053)	

* : 全売却件数に占める女性の取引の比率 (カッコ内は全売却件数)。

** : 1715-1810。

A : 女性単独で売却。

B : 男性親族とともに売却。

典拠 : Michelle Lamarche Marrese. *A Women's Kingdom. Noble Women and the Control of Property in Russia, 1700-1861*. Ithaca and London, 2002, p.110, table 4.5.

ある。Aは女性が単独で土地の処分(売却)に当たったケース、Bは女性が男性親族とともに土地を売却した事例である。地域によってバラツキはあるが、これを均して横断的に眺めてみると、未だ一八世紀初頭には女性が土地取引に登場する例は多くない。⁽³⁾一子相続が行なわれていた一七二〇年代後半(一七二五～二〇)で、全ての売却件数のうちAが一七%、Bが三%となる。それが焦点の一八世紀半ば(一七五〇～五五)には、Bは微減(二%)、Aが倍増(三四%)で、以後この水準で一九世紀初頭まで推移した。しかるに一九世紀半ばになると(一八五五～六〇)、売却件数総体の伸びもさることながら、Aが四六%と売買への女性の関与が著しい。時代を追うに従って、とりわけ一八世紀半ばから、単独で取引場裡に登場する女性の姿が目立つのである。しかもこういう趨勢は、個々にそれぞれの地域についても該当する。

表8は農奴の売却である。土地に比べてデータの数が少ないから断言を避けねばならないが、ここでも土地と同様の傾向がある。但し注目しておくべきは、女性の進出というこの現象が土地取引の場合より早く、すでに一八世紀半ばから現れていることであろう。一八世紀後半が農奴制の最盛期で、ロシア農民の生活はこの時期に著しく悪化したという周知の事実を、これは裏打ちする数字に他ならない。

女性の土地購入に関するデータが次の表9で、一八世紀を通じての女性の進出という趣向は土地を売る場合と変わらない。ただ売却のケースと比べると、一八世紀初頭には女性がほとんど現れてこないのがここで目につく。一七一五～二〇年は、一子相続のウカーズが土地を嫁資とすることを禁止していた関係から、女性の間で土地への需要は強かったものと考えられるが、キャッシュの形で提供された嫁資を元手に不動産を購入するといった現象は生じていないわけである。恐らくこれは、未だこの時期には、嫁資目録が父から婿への書面であり、女性(妻)の嫁資に対する支配権が弱かったことの反映であろう。だがそれだけに、一八世紀半ばからの「土地を買う女性/土地に投資する女性」の登場は印象的と言う他ない。

表9 貴族身分の女性による土地の購入 (1715-1860)* [単位: %]

年	ヴラジーミル	カシン	タムボフ	クールスク	モスクワ	全地域
1715-20	0 (19)	9 (81)	4 (47)	0 (96)	7 (144)	5 (387)
1750-55	34 (29)	36 (58)	18 (87)	22 (96)	33 (378)	30 (648)
1775-90	22 (72)	57 (81)	31 (200)	45 (71)	31 (413)	34 (837)
1805-10	46 (166)	50 (32)	41 (119)	- -	39 (123)	43 (440)
1855-60	51 (85)	31 (100)	42 (174)	44 (164)	44 (452)	43 (975)
通年**	371 (39)	34 (352)	32 (627)	29 (427)	34 (1510)	33 (3287)

* : 全購入件数に占める女性の取引の比率 (カッコ内は全購入件数)。

** : 1715-1860。

典拠 : Michelle Lamarche Marrese. *A Women's Kingdom. Noble Women and the Control of Property in Russia, 1700-1861*. Ithaca and London, 2002, p.108, table 4.2

土地台帳は、通常は売りに出された土地の取得原因を付記しているので(表10)、その土地が如何なる経緯で売主の手に帰属したかを知ることができる。先ず一八世紀初頭には財産を得る最大の機会は相続(a、b、c、d)である。男系優位の原則ゆえに、男性の場合は父親からの、女性の場合は父と並んで夫からの相続が、基本のパターンとなっている。女性のときは嫁資(e)も重要なチャンスであるが、嫁資は同時に夫にとつても財産取得のチャンスであった。これもまた、嫁資に対する妻の権利が一八世紀後半に定まったことから説明できる。

一八世紀半ばになると、新しいトレンドが登場する。売却される土地の取得原因に嫁資を掲げる男性はなくなり、相続についても「母親からの相続(b)」が男女を問わず上がってくる。何より注目されるのは、「購入(f)」が土地の取得の大きな原因となったことで、この傾向は時代を追うに従って強まっていく傾向を見せた。この数字から読み取れるのは、購入地の売却すなわち転売、つまりは土地取引の活性化であろう。しかもそこには、取り立てて男女の性差が見られない。別言すれば、男性に伍し土地を売り買ひする女性の姿が、そこからクッキリ浮かんでくる。

そこで最後に表11を取り上げて、土地を売りあるいは買う女性の、家庭での地位を眺めておきたい。一見しても分かるように、ここでも転機は一八世紀の半ばに生じた。それまでは土地取引の中心にいたのは寡婦だったが、これ以後は妻が取って代わる。とりわけ、土地を買い土地に投資する女性の六割以上は妻であり、それ

表 10 売却した土地の取得原因 (1715-1860)* [単位: % (件)]

年	ヴラジミール		カシン		タムボフ		クールスク		モスクワ		全地域	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
1715-20												
a	0	64	25	67	20	67	42	96	43	46	33	77
b	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0
c	100	0	50	0	40	0	58	0	36	0	49	0
d	0	9	13	24	0	25	0	4	0	25	4	14
e	0	27	6	0	40	8	0	0	21	4	12	5
f	0	0	0	9	0	0	0	0	0	21	0	4
g	(2)	(11)	(16)	(21)	(5)	(12)	(12)	(70)	(14)	(24)	(49)	(138)
1750-55												
a	25	37	37	69	65	50	84	93	30	46	40	54
b	6	18	5	15	0	9	0	0	5	9	4	9
c	38	0	26	4	15	0	12	0	24	3	23	2
d	25	18	11	8	12	24	0	5	14	17	13	16
e	6	9	0	0	4	0	4	0	8	0	6	0
f	0	18	21	4	4	17	0	2	19	25	14	19
g	(16)	(11)	(19)	(26)	(26)	(42)	(25)	(43)	(138)	(205)	(224)	(327)
1775-80												
a	13	41	21	38	14	37	18	50	24	38	21	39
b	16	15	21	8	11	5	14	7	15	16	15	12
c	16	12	15	3	26	0	18	3	16	5	18	4
d	23	17	26	27	12	16	5	10	6	14	11	15
e	16	0	0	0	12	0	5	0	8	0	8	0
f	16	15	17	24	25	42	41	30	31	27	27	30
g	(31)	(34)	(42)	(37)	(57)	(119)	(22)	(30)	(171)	(296)	(323)	(516)
1805-10												
a	35	32	8	20	0	36	-	-	21	30	24	31
b	16	28	17	20	14	22	-	-	19	16	17	23
c	9	6	17	5	36	8	-	-	7	1	12	5
d	5	6	25	25	22	0	-	-	10	21	10	11
e	8	0	0	0	14	0	-	-	7	0	7	0
f	27	28	33	30	14	33	-	-	36	32	30	30
g	(63)	(111)	(12)	(20)	(14)	(36)	-	-	(58)	(76)	(147)	(243)
1855-60**												
a	17	31	-	-	-	-	-	-	-	-	17	31
b	17	13	-	-	-	-	-	-	-	-	17	13
c	11	4	-	-	-	-	-	-	-	-	11	4
d	8	20	-	-	-	-	-	-	-	-	8	20
e	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0
f	45	33	-	-	-	-	-	-	-	-	45	33
g	(53)	(55)	-	-	-	-	-	-	-	-	(53)	(55)

* : 時期ごとの取得原因 (a~f) の百分比。

** : ヴラジミール郡のみ。

a : 父から相続。

b : 母から相続。

c : 配偶者から相続。

d : 他の親族から相続。

e : 妻の嫁資。

f : 購入。

g : 売却件数累計。

典拠: Michelle Lamarche Marrese. *A Women's Kingdom. Noble Women and the Control of Property in Russia, 1700-1861*. Ithaca and London, 2002, p.134, table 4.15 より作成。

表 11 土地を売買する女性の家庭での地位 (1715-1860) [単位: 件 (%)]

年	女性の地位	売却	購入
1715-20	寡婦	49 (62.0)	8 (44.4)
	既婚 (妻)	16 (20.3)	7 (38.9)
	未婚	14 (17.7)	3 (16.7)
1750-55	寡婦	108 (46.4)	56 (29.6)
	既婚 (妻)	107 (45.9)	120 (63.5)
	未婚	18 (7.7)	13 (6.9)
1775-80	寡婦	141 (42.9)	85 (30.4)
	既婚 (妻)	154 (47.2)	174 (62.1)
	未婚	31 (9.5)	21 (7.5)
1805-10	寡婦	50 (26.9)	17 (8.9)
	既婚 (妻)	102 (54.8)	133 (70.0)
	未婚	34 (18.3)	40 (21.1)
1855-60	寡婦	122 (22.5)	34 (8.2)
	既婚 (妻)	342 (63.0)	320 (76.7)
	未婚	79 (14.5)	63 (15.1)
通年*	寡婦	470 (34.4)	200 (18.3)
	既婚 (妻)	721 (52.7)	754 (68.9)
	未婚	176 (12.9)	140 (12.8)
	総計	1367	1094

* : 1715-1860.

典拠: Michelle Lamarche Marrese. *A Women's Kingdom. Noble Women and the Control of Property in Russia, 1700-1861*. Ithaca and London, 2002, p.109, table 4.3 より作成。

は農奴解放の直前には取引する女性の四分の三を越えるに至った。——この数字が指し示すものは、明らかであろう。かつてマゾンやウィルモット姉妹が喫驚した所領経営に奔走のマダム、すなわち「ロシア的婚姻」の登場である。

② 一八世紀半ばになって「一人で土地を売り買ひする妻」が既視化してきた背後には、妻の財産に対する夫の管理権の空洞化と、この状態を受け入れて妻の行為能力を認めるに至ったセナートの判断が存在していた。すでに言及したように、帝政時代の法史家は「性差はピョートルまでのロシア法では、行為能力を制限する基礎とはならなかった」と結論したが、これはルースカヤ・ブラヴダヤスチェーブニクあるいは会議法典に、該当の規定を見出せないとの、言わば裏からの主張に過ぎない。然るに一八世紀に入り、セナートは妻が独自にその財産を処分する権利を公式に認めたのである。⁽⁵⁾

最初の空洞化に関しては、その一端は先の表7、表8からも窺える（B欄）。問題は単独で土地（表7）や農奴（表8）を売る妻が何ゆえ一八世紀に増えたかだが、これは当時の貴族の家庭生活を想起するなら得心がいく。よく知られている事実であるが、常備軍の建設とともに終身の（一七三七年まで）、あるいは二五年（一七三七〜六二）の、勤務義務を課せられていた貴族身分の男性にとって、夫婦がともに過ごす時間は概して限られたものであった。⁶⁾そこで妻が財産を処分する際は、手紙で夫の同意を取り付けて、土地売買や土地抵当の登録時には手紙を添えることにしていたものの、一八世紀のことであるから、書簡の迅速な遣り取りは常に容易とは限らない。当然に、夫に無断で妻が自身の財産を処分しなければならぬこともあったであろう。しかもこれまた周知のように、貴族の所領は各地に散在していたから、妻の「経営判断」の機会はその分増えたと想定され、このことも手紙方式が持つ非効率さを増幅させる。約言すると、当時の家庭を特徴づけた勤務に伴う夫の不在、ロシア貴族の所領構造、そして道路や通信インフラの未整備は、不在の夫の財産管理権を空洞化させ、その結果、「独断で自己の財産を処分する妻」を産み落としたと考えられる。⁸⁾

こうした事実に対応しようと図ったのが、続く一七五三年六月一四日のウカーズであった。⁸⁾但しこの事案では、夫の勤務による別居ではなく、夫婦の不和による別居——が引き起こした、財産上のトラブルであった。少佐イヴァン・ゴローヴィンの妻、アクシナ・アレクサンドロヴナが所有する奴婢を自己の名で売却しようとしたところ、売買証書に夫の意思による売却である旨の記載を欠くので登録は認められないと、司法参議会がこれを拒絶したのである。アクシナは、自分と夫は折り合いが悪く、目下、夫婦は別居中で夫の同意を取り付けられない、とセナートに不服を申し立てた。

妻の泣訴にセナートは、過去の立法あるいは判例が妻の取引行為を如何に取り扱ったか眺める中から、結論を抽こうとした。検討されるのは先ず一七世紀の嫁資法制で、一六七六年六月二〇日のウカーズや七九年二月二日の貴族会議

決議、七九年七月一九日のウカーズ、そして一六八〇年三月二九日の世襲地規則が挙げられている。何れについても、内容は第一節で紹介した。続くピョートル時代のウカーズでは、特に一七一五年一月四日のウカーズに言及がある。それは、「封地や世襲地」の売買あるいは抵当権の設定に関し、女性が登録を申請したときは拒んではならない、と定めていた。⁽⁹⁾

セナートの断案をやや踏み込んだ形で整理すると、次のようになる。(i)一連の嫁資法制は、妻が嫁資として持参した世襲地を自己の名において売却し、抵当に入れるのを禁止していない。(ii)一七一五年のウカーズは、妻が登録を申請する際、売買証書や抵当証書に夫の意思に基づく処分であること、または夫の同意を示す文書が添付されていることを求めている……。以上を理由に、セナートはアクシナの主張を容れたのである。

こうして、妻は夫の意向を忖度せず自己の財産を処分することができる、との法理が生まれた。「夫婦は直接に自己の名において、他の配偶者とは独立して、互いの許可状、委任状を求めることなく、自己の固有財産を売却し、抵当に入れ、さらにその他の処分をなすことができる」(民 第一一四条一項)。——別産制の根幹をなすこの条文は、右のセナート判決から作られている。

セナートはこういう答えを出すに当たって、事実を重んじ、ジェンダーのあり方に関わる議論は全て排してひたすら先例を探すというプラグマティックな態度で臨んだ。その結論への貴族社会の反応もまた、黙視の同意と言ってよいほど静かであった。⁽¹⁰⁾一子相続制度には猛然と反撥した貴族身分も、妻の財産処分を認めるこの結論にさしたる異議を留めていない。奇妙な風と言うべきだが、恐らくそれはこの措置がそれだけ時宜に叶っていたためである。⁽¹¹⁾

③ 別産制の基本法理が定まったことで、次の焦点は夫婦間契約の是非に移った。民法集成がこれについて、夫婦間で売買も贈与も特に禁じていないことはすでに述べた(民 第一一六条)。再び比較に目を向けるなら、コモンローでは婚

姻により夫婦は一体とみなされるので、妻は契約能力を有さず、夫婦間での契約は何らの効力を生じない。これに対してコード・シヴィルは、夫婦間での無償契約（贈与）を認めており（仏民 第一〇九六条）、有償契約も許容するが、売買および交換は法が定める場合を除いて無効とする（仏民 第一五九五条、第一七〇七条）。ドイツ民法典の場合には、これらと異なり、夫婦間の契約を禁止あるいは制限する条項を特に持たない。従って制度比較の観点からは、民法集成が取った態度は決して特異でないにせよ、やはり特色あるものと言わねばならない。

だがこの結論は、直ちに得られたものではない。一七世紀の嫁資法制が、妻の同意を得ぬままの、とりわけ妻を強要しての、夫の専断的な嫁資の処分を厳しい態度を取ったことは、前章においてすでに見た。セナートも当初はこの精神に沿う形で、夫婦間での売買や抵当権の設定を禁じたのである。そのリーディング・ケースとされる一七六三年二月二六日のセナート判決は、夫婦の力関係の非対称性を禁止の根拠に、「夫の下で妻は言わば権力の下に置かれていて、自らの意思に逆らってまで夫への売却を抗うことはできない」と述べ、夫婦間契約を否定した。⁽¹²⁾ この判決に基づいて、一七八〇年には妻が夫から土地を購入したケースについて、また一八〇五年には権利者として妻が夫の土地の抵当権を実行しようとしたケースについて、セナートはそれぞれ売買契約、抵当権設定契約を無効としている。⁽¹³⁾

こういう弱者保護論は、「二人で土地を売り買ひする妻」が常態化する一九世紀に入ると勢いを失い、一八二五年になつて解禁説へと道を譲った。妻（故人）が夫に売却した土地について、妻の甥から売買無効の訴えが出され、これを機に国家評議会で夫婦間売買の是非が検討されたのである。判例の変更は簡単ではなかった。売買肯定論に立つ下級審判決に抵抗して、法相Ⅱ・Ⅱ・ロバノフ・ロストーフスキーは先の六三年判決を引き、売買の禁止を引き続き求める意見書を出した。

このとき法典編纂委員会が寄せた意見書は、そのアプローチにおいて興味深い。委員会はこの問題を、やはりきわめ

てプラグマティックに、売買を禁ずる法令が過去に出されたことがあったのかという観点でのみ問うたのである。「問題は、配偶者間での土地の売買の禁止が有益か否かを考えることにあるのではない」。一七六三年判決は個別の紛争の解決に過ぎず、一般に公布された事実もないので法令の範疇に入らない。従って、禁止の法令がない以上、夫婦間売買も許される、と。国家評議会の意見は割れたが、これが多数の意見となり、皇帝はこれを裁可した。一八二五年八月三十一日の法律である。⁽¹⁴⁾

実定法の不在という形式論理を押し通し、実質に立ち入る判断を一切避けて判例を変更したことは、妻が夫との関係でも、もはや特別の保護を要しない単なる一個の私人として把握されるに至ったことを意味している。完全別産制を支える論理は、これで出揃ったのである。その後に来るのは、こうして自由に認められた夫婦間での諸契約が夫婦以外の第三者に不測の損害を及ぼすことにならぬよう、対外的な調整を図ることだった。配偶者が破産したときに、他方配偶者の固有財産を破産債務の引当てとできる例外的な場合を定めた一八四六年六月一七日の法律は、この要請に基づいている。⁽¹⁵⁾ 同法は一八五七年版の民法集成に収録され(民 第一二二条)、ここに帝政ロシアの別産制は完成を見た。

(1) *Manrese, op. cit., ch. 4* を参照。

(2) *Ibid., pp. 119-20*. もっとも基礎的な事項ではあるが、この時代における女性の土地所有の規模を全国レベルで詳らかにする史料は残念ながら存在しない。一七七〇年代、八〇年代に実施された土地調査で、一部の地域について判明しているだけである。マレーズの調査した五地域以外では、一九世紀初頭のことで、モスクワ県ルーザ郡で私有地全体の四一%が女性により(一八一二)、またタムボフ県リーペツク郡(一八一四)、タムボフ県レベデヤン郡(一八一四)では、それぞれ四三%、四七%が女性によって所有されていた(*ibid., p. 120*)。これらの数字は、土地や家屋の五分の一〜三分の一は女性に帰属するとの、ハクストハウゼンの推測を裏付けるものである。第一章注9を参照。

(3) これは一七三二年のウカーズまで、相続分に対する処分権を寡婦が有さず、寡婦の配偶者相続権が利用のための権利であった

ことの結果である。

- (4) Н.Н.Добольский. Гражданская дееспособность по русскому праву до конца XVII века. СПб., 1903, стр.15. 第二章第一節を参照。
- (5) 例えば一七一五年一月四日のウカーズは、女性が「封地や世襲地」の売買について、あるいは抵当権の設定について登録を申請したときは拒んではならぬと、モスクワ県の当局に対し命じている。但し文言からは、妻が独立して、すなわち夫の同意なくして、土地を抵当に入れあるいは売買することが認められるかは、必ずしも定かでない(新概念の「不動産」との表現に依らず、敢えて「封地や世襲地」とそれが記していることから、このウカーズは妻単独の財産処分を認めたと言うより、女性の世襲地処分は許されるのかと言うような、一子相続のウカーズに伴う現場の混乱を收拾するのが目的だったと考えられる)。
ПСЗ, собр.1, т.5, No.2952, 1715 11/4.
- (6) 一八世紀前半のロシアに特有な「勤務による夫婦の隔離」という現象である。よく指摘されるH・ネプリューエフのケースを取ってみると、彼の最初の結婚生活は、婚姻期間こそ二年(一七一―四〇)と長きにわたるが、夫婦が一緒に暮らした期間は半分に過ぎず、しかも断続的な同居生活は長い場合でも凡そ五年で終わっていた。Olga E. Glagoleva. "Dream and Reality of Russian Provincial Young Ladies, 1700-1850." *Sart Beck Papers*, No.1405, 2000, pp.19-20.
- (7) マレーズは、一八世紀前半には「こういう手紙を添えるのは通例だったと発言しており、アーカイヴから「夫の指示により農奴を売却」「相手方の夫の同意を得て、その妻を雇用」といった、夫の同意に基づく取引行為、すなわち妻の無能力を例証する様々な事例を拾っている。Marrèse, *op. cit.*, pp.53-54.
- (8) ПСЗ, собр.1, т.13, No.10111, 1753 6/14.
- (9) 注5を参照。
- (10) Marrèse, *op. cit.*, p.59. 無論、異論や批判が皆無であったわけではない。M・M・シチエルバートフはその有名な文明批評で、妻が夫に服従するのは神の定めた掟であって、妻が夫の同意なく不動産を処分することを認めるのは「婚姻生活を破壊する」ものだと糾弾している。О повреждении нравов в России князя Щербатова и путешествия А.Радищева. М., 1983, стр.69-70.
- (11) 貴族身分が財産権の問題に関心が深かったことは、エカチエリーナ二世が招集した立法委員会での地方貴族の意見書(これに就いては「*Fartow. Between Clan and State*, pp.99-110 を参照)からも明らかであって、それだけにセナートの見解に対す

る彼らの沈黙、ないし暗黙の同意は考察が必要な事柄である。この点につきマレースは、六月の判決の直前(五月)に出た別のウカーズとの関連を指摘している。夫が反逆の咎により財産を没収された場合でも妻の嫁資は保護されること、残された妻や子供の生活のために夫の財産の一部は彼女らに留保されることを約したもので、貴族層はこれと六月の判決を重ね合わせて、夫婦別産制を貴族身分の財産上のリスクを分散させる財産権の保障システムとして受け止めたのではないかと、言うのである(Marrese, *op. cit.*, pp.65-68)。面白い指摘と言うべきだが、六月の判決は五月のような財産権の保護法ではなく、妻の行為能力に関する見解で、マレースの解釈には論理の飛躍があるように思う。筆者自身は、本文中に記したように、この時代のロシア貴族の家庭生活、分散的な貴族所領、通信インフラの未整備が夫の財産管理権を形骸化させ、これがデ・ファクトの別産制をすでに生んでいたのではなかったかと考える。過去の事例を尋ねると、このセナート判決におけるイデオロギー臭の驚くべき稀薄さは、こういった先行する事実の重さによって説明できるのではあるまいか。

- (21) ПСЗ, софр.1, т.16, No.11764, 1763 2/26.
- (13) ПСЗ, софр.1, т.20, No.15022, 1780 6/25; т.28, No.21926, 1805 9/30.
- (14) ПСЗ, софр.1, т.37, No.30472, 1825 8/31. 本文に述べた制定の経緯は、(11)に記載されている。
- (15) ПСЗ, софр.2, т.21, No.20138, 1846 6/17.

四 小括

かつて筆者は旧稿において、民法集成が描くところの法的家族は三つの層から成り立っているとの展望を出しておいた。¹⁾一つは『ドモストロイ』や会議法典に現れた家族の古層で、これは前面に「恭順な妻」を押し出した夫婦関係法によって代表される。第二は一八世紀の諸立法に起源を持った基層の家族で、ピョートルにより愛情家族の理念に依って再編された婚姻法がこれに当たる。最後は一九世紀前半に形成された法的家族の新層で、家族関係の規律化を目指した正教

会の積極的な家族統制を特徴とする。代表例が婚外子法で、嫡出でない子の法的地位はこの時期、著しく低下した。

こういう文脈に立つて眺めるとき、ロシアの夫婦財産法は、そこに一八世紀の貴族身分の夫婦の姿を反映させた、基層に属する制度であると言えることができる。一七世紀末までに、封地制度を媒介項に、女性は一定の資産形成の機会を得ていたが、妻の「固有財産」という形でこれを確たるものとするには、ピョートルの一子相続制の実験とそれが招いた混乱を収めた一八世紀初頭の一連の立法が必要であった。一八世紀半ばから取引場裡で顕在化してくる「一人で土地を売り買いする妻」は、これらの立法の所産である。夫の財産管理権を否定して、自己の固有財産を妻が自由に処分するのを容認した一七五三年の判決は、当時の夫婦生活を多分に追認する性格を帯びていたが、そこで定まった別産制の基本法理はその後の立法によって補強され、民法集成の完全別産制へと結実した。——本稿が説いたのは、このことである。

民法集成に代わるべく、新しい民法典の起草が開始されるのは一九世紀八〇年代、草案の公表は一八九九〜一九〇三年にかけてであった。⁵⁾夫婦財産制をめぐる状況は、このときかつてと大きく変わっている。完全別産制が形成された一八世紀は、財産と言えは不動産と同義であったが、土地を持たない（または土地をほとんど持たない）貴族がありふれていたこの時代では、単に土地だけが財産ではない。動産は無論、労働による収入も重要な財産を構成する。これこそは単に夫婦財産制だけでなく、民法集成それ自体の全面的な改訂を必要とさせた事態でもあった。

加えて立法政策のあり方として、農奴解放で農民身分も権利主体となるに至った時代にあつて、もっぱら貴族の家庭を念頭に夫婦の財産関係を設計するだけで事足りるのか、という問題点もあるだろう。実際、草案第一分冊『総則』は、「何人も法律で定めた例外を除いて、性、信仰、出自、身分の別なく、全ての私権を享有する」と述べていた（民案Ⅰ第二條）。信仰、身分、エスニシティーの差異を越えた「ロシア国民」を、草案は民法典の主体として想定しているわけで

ある。一八世紀ロシア貴族の生活の中から抽出された民法集成の余りに簡素な条項では、この要請に応えられない。貴族身分の不動産を対象として設計された夫婦財産法をモダナイズすること、——草案の起草者たちが負った課題は、詰まるところはこれに尽きる。このとき如何なる論理に基づいて、如何なる答えが引き出されたか。⁴⁾もとよりこれは、稿を改め考究さるべき事柄である。

- (1) 拙稿「ロシア家族法の原像——一九世紀前半の法的家族——」『神戸市外国語大学外国学研究所研究年報』第三十九号、二〇〇二年、七四～七六頁。
- (2) Гражданское уложение. Проект Высочайше учрежденной Комиссии по составлению Гражданских уложений. Кн. 1. Положение общее. СПб., 1903: Кн. 2. Семейственное право. СПб., 1902: Кн. 3. Вещное право. СПб., 1902: Кн. 4. Наследственное право. СПб., 1902: Кн. 5. Обязательства. СПб., 1899.
- (3) 基層のモダナイズに当たり、草案第二分冊『家族』(一九〇二)は、「婚姻は夫婦の財産の共有を生じない」として(民案Ⅱ 第一一六条)、引き続き別産制を採用した。夫は妻の、妻は夫の財産に対して何らの処分権も持たず(民案Ⅱ 第一一七条)、夫婦間契約も自由である(民案Ⅱ 第一一九条)。
- (4) 一九世紀末～二〇世紀初頭と言えは、イギリスが先鞭を付ける形で、西欧諸国が夫婦財産制度の改革を模索し始める時期である。その過程は各国決して同一でないが、共通制を基礎とした当時の現行法制に、妻を保護する目的から、どのようにまたどの程度に別産制的要素を入れて行くかが、制度改革の焦点であった。けれどもロシアにおける改革論は、これとは些か基調を異にする。夫婦の財産関係が一般の私人のそれと原則的に異ならず、それゆえ余りに簡潔となった現行制度を「行き過ぎ」と見て、完全別産制を如何に矯めるかが、そこでは主題となったからである。確かに時代はここでも夫婦財産法の見直しを迫っていたが、その方向は西欧諸国とは逆となった。